

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答			
						団体名	支障事例				
2 付	支給認定証の任意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限り任意交付制度に改める。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまず無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なさから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実態把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後の支給認定証の交付を待たぬまま自治体と事業者側で調整を行ふことになる。結局、追認後に交付となり、ここでも支給認定証の存在する意味が薄い。 ついては、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するという任意交付の制度としてほしい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	倉敷市	石狩市、秋田県、鶴岡市、茂原市、青梅市、三条市、各務原市、瑞穂市、浜松市、津島市、尾張旭市、八尾市、伊丹市、岡山県、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、東温市、北九州市、八女市、大分市	<p>○提案市と同様の事例が発生しているのと同時に、同じ保育所等に入所していても3号から2号への変更は毎月発生し、誕生日に毎月50~60枚交付しているが、当初入所時に交付した支給認定証を紛失している場合が多く、交付した支給認定証を使用するケースは稀であり、一方的に交付している事務となっている。入所調整は市で行っているので、支給認定証の必要性は極めて低い。</p> <p>○支障事例あり。倉敷市以外の市町村からも支給認定証発行が、手続きを煩雑化しているとの声がある。市町村が利用調整を行ふ組みを前提にすれば、保護者にとって認定証の必要性は低い。</p> <p>○支給認定内容の変更や紛失等に伴う認定証の発行業務が大きな負担となっている。保護者が支給認定証を活用するシーンはほぼ皆無と考えられ、事務量軽減のための対策が必要と考える。</p> <p>○支給認定証の意味を保護者が十分理解されていないこともあり、保育所においては、毎月3歳到達者の保護者に対して2号への変更の認定証を送付すると、そのことに対する問い合わせがあり説明を要する。件数は年間500件程度ではあるものの毎月発生する事務は、確実に増えている。また、入所申請書と支給認定申請書を兼ねた申込様式にしているため、入所できない方にも30日以内に支給認定証を送付すると、入所できるものと勘違いをされるケースがあり、支障をきたした。</p> <p>○支給認定の事務処理は膨大な量であり、毎月変更があり、認定証を使用する機会も少なく、紛失している保護者もいる。ついでに、事務軽減を図るうえでも保護者が必要とする場合に交付する制度が望ましい。</p> <p>○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合にあっても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度の施行に伴う支給認定変更は、本市においても事務の煩雑さが増し、事務量の負担増がなっている。また、保護者においても、支給認定証の交付事務は、本市においても事務の煩雑さが増し、事務量の負担増がなっている。また、保護者においても、支給認定証交付の意味が十分浸透されておらず、支給認定変更あたっての返還が済る事例が多い。支給認定証の交付については、提案団体の支障事例と同様と考える。</p> <p>○支給認定証について健康保険証や介護保険証のようにその都度掲示する必要がないので、保護者と事業所(保育所等)と認定する市区町村で認定内容が把握できていれば、支給認定証を交付する必要性はないのではないか。支給認定証は認定の内容に変更がなくとも、住所変更等認定証の記載の内容に変更があった場合は再度交付しなければならないので非常に事務処理が煩雑になるので、事務の合理化の観点からも、その都度認定証の交付を義務付けることは改善したほうがよい。</p> <p>○支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転居により(市外転居の場合には認定証が無効となる)退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整を市が行うため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に利用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を送付することと規定されているため、保育利用の選考事務において、期間的に基準点を精査しきれていない状況で、認定証発行のために基準点とともに決定していく方が効率的な保育標準時間・短時間を先に決定しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。</p> <p>○施設利用の相談や申請受け付け時には、まずは制度や施設利用までの手順を説明することになるが、認定証については、「利用することはあまりませんが紛失しないでください。ただし紛失しても害はありません」と説明することになり、結果的に保護者とともに「意味がない」と双方確認することになる。また、児童福祉においては、各種医療証や手当の証券等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定証の在庫管理や作成から発送まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。については、支給認定証の発行は任意交付の制度としていただきたい。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現状支給認定区分の変更時に返却依頼し、再交付しているのみで、それ以外は必要としていない。返却依頼時に紛失している場合は、変更前の支給認定証を再交付申請により再発行し、交付せず返却された扱いをしている。また、広域利用においても市外の利用する保育所等又はその保育所等が所在する市町村と支給認定保護者の住所地の市町村とが委託契約することから、支給認定保護者の住所地の市町村で支給認定区分が確認できるため、必ずしも支給認定証を必要しない。これらの理由から支給認定証は、支給認定の有無、支給認定区分の確認等のために必ずしも必要でなく、紛失する支給認定保護者をもいるため、支給認定証の交付を希望する保護者だけに交付するよう制度改定を希望する。</p> <p>○提案市と同様の支障あり。産前・産後から育児休暇への変更の場合等、遡及して処理する場合が多い。</p> <p>○事務が煩雑、保護者が書類の内容についてまとめることがある。</p> <p>○使用頻度の少なさや認定についての認識不足から認定証の紛失が多いため、任意交付としてほしい。</p> <p>○支給認定証を保護者が実際に使用する機会は非常に少ない。3号から2号へ変わったり、要件が変わったときに発行するのは非常に手続きが煩雑で、事務処理の負担や経費の負担(認定証の印刷や郵送料)が大きい。</p> <p>○保護者において、支給認定証を使用して手続きを行うことは、ほとんどない等しい。しかし、保育必要事由、保育必要量など認定内容に変更が生じることが多く、その都度、保護者から変更前の支給認定証を返還してもらわなければならぬのは、保護者にとって負担となっている。よって、保護者の負担軽減及び事務の軽減化において、支給認定の発行は、保護者からの交付依頼があった場合にのみ交付する、任意交付に改正するよう要望する。</p> <p>○子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多々見受けられる。また取りまとめを行なう保育所等も現場の全員の先生方が理解しているわけではないので、複数にわたって保護者へ提出を案内をしなければならないなど現場も負担が増している。</p> <p>○支給認定証の返還については、実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く、返還せざることに必要性がないと感じている。</p> <p>○本県においては、提案市同様、支給認定証の使用機会の少なさから保護者が紛失してしまっているケースが多く、支給認定証を保管していないといけないと理解している保護者が少ないといった実態がある(各市町村より)。特に、3号認定から2号認定への切り替え等は多く発生する事案であることから、提案市同様任意交付制度に同意する。</p> <p>○提案市と同様、現場において保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。幼稚園、保育所、認定こども園を利用する児童が、就学前に転園を希望することはほとんどない。保護者に支給認定を受けているという意識が薄く、2・3号認定児について支給認定に関する変更があった場合、事業者が保護者の実態を把握して届出を勧奨する場合がほとんどである。届出の際は支給認定証の回収を求めるが、使用頻度の少なさから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。支給認定証の紛失に伴う再交付の申請は、平成27年度中0件であった。子育て世帯の母親はパート等非正規労働者も多く、求職→就労→出産により退職→求職→就労…と頻繁に状況が変わる保護者もあり、変更後の支給認定証が交付される前に再度状況が変わっている場合もある。瑞穂市では、保育認定の支給認定こども約1,400人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が延べ750件に上っており、保護者、事業所、自治体の3者にとって負担となっている。支給認定証の交付が任意となれば、保護者の保管・返還義務、事業所の取りまとめ、自治体の発行事務がなくなり、3者とも負担軽減が図れるものと考える。</p>	○子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。市町村は、認定を行ったときはその認定の区分、保育の必要性の事由及び保育の必要量その他必要な事項を記載した支給認定証を交付することとなっている。	○支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握することができる。市町村にとどまつては当該小学校就学前子どもの認定区分等の証明となり、教育・保育給付の不正受給を防ぐことができるなど、保護者、市町村、施設間の支給認定区分等に対する認識の齟齬によるトラブルの防止の観点からも必要なものであるため、提案に対する対応は困難である。	○また、支障事例に示されている事例のうち、3号認定から2号認定への変更については、支給認定の有効期間を明示することにより、3号と2号をまとめて申請・認定する運用も可能とするなど、支給認定及びその交付に関する事務については、随時その事務負担を軽減するための措置をとっているところである。	○加えて、今回の提案を踏まえ更なる事務負担軽減のため、支給認定証については保護者の同意を得れば施設側が預かることも運用上認めることを明確化し、その旨FAQ等によりお示してくこととした。

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
						団体名	支障事例			
3	保育標準時間と保育短時間の統合 重点事項10	支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合する。	保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更が生じるたびに、保育標準時間／短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きい。 また、保育短時間認定と標準時間認定の利用に、明確な区分が無く、短時間就労のものであっても、例えば、1日の労働時間が5時間であるが、勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を自治体で行うことになり、自治体の担当者の負担が大きい。 については、保育標準時間と保育短時間を統合してもらいたい。	内閣府、厚生労働省	倉敷市	石狩市、秋田県、郡山市、日高市、青梅市、小田原市、茅ヶ崎市、長岡市、瑞穂市、浜松市、津島市、尾張旭市、城陽市、八尾市、伊丹市、岡山県、防府市、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、北九州市、田川市、八女市、大分市、小林市	<p>○当市では現在保育短時間利用が主流であるため、それを標準時間に誘導するような効果を内在する仕組みとする考えにない。現在当市では、標準時間と短時間の利用者負担額の差を、延長保育の利用料と整合をとめて設定している。保護者、自治体ともに事務の煩雑さ解消となることには、基本的に賛同するが、保育8時間なりの利用者負担額を設定することが可能な制度設計をしていただきたい。</p> <p>○支障事例あり。倉敷市以外の市町村からも、保育必要量の区分が、手続きを煩雑化しているとの声がある。保育短時間利用児が、延長保育を利用した場合に、保育標準時間利用児よりも負担が大きくなるケースもあり、保護者によっても分かりにくい制度となっている。</p> <p>○児童一人ひとりの保育標準時間／短時間認定状況の把握が非常に煩雑で事業者側の負担が大きい。経過措置の適用により、きょうだいで標準時間認定と短時間認定にわかった事案も発生しており、現場でも混乱が生じている。</p> <p>○保育標準時間と短時間の区分を設けたことにより、保護者の権利意識が強くなり、仕事が終わったにもかかわらず預けられる時間内であることを理由に、迎えに来ないことが多々あると事業者から話を聞く。保育の必要性のみの認定とし、実際の就労時間等に応じた利用時間として、現場で働く保育士等事業者の負担が少なくなっている。</p> <p>○本市においても事務の煩雑化に加え、保護者、施設、行政間の意思伝達のトラブルも多々発生している。また、保育標準時間認定者が、従前と変わらない勤務体制であっても、11時間いっぱい預けられる傾向となっており、保育士不足を助長する状況であるため、早急な改正が望ましい。</p> <p>○保護者は、保育標準時間と保育短時間を区分することのメリットは少ない。また、保護者も自身が標準時間か短時間であるかを把握していないケースもある。</p> <p>○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の関係で突然に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことにも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消が図ることができる。</p> <p>○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となつていて、また、保育時間認定の場合においても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○本市では、支給認定の変更を業務都合上月1回行っているが、変更直後に保育の必要量が変わらるる事象が発生した場合、約1ヶ月実態と異なる認定区分となっている。特に、保育短時間認定から保育標準時間の変更は切り替わるまで、恒常的に延長保育料が発生することも多く、保護者の負担となっている。したがって、保育の必要量の区分を廃止し、保育の利用時間は保育を必要とする範囲での利用とする。</p> <p>○【地域における課題】保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差異がほとんどないため、11時間の範囲で利用できる権利を得よう、就労時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○保護者にとっては、家庭状況等の変動のたびに申請手続きが必要となるため、その対応に係る負担も大きい。また、短時間認定の場合で、予測のできない外勤務が発生した際に、延長保育料の負担が生じるなど、保護者の経済的負担も大きい。事業者側でも、保護者の支給認定の変更が発生するたびに、認定状況の把握や変更に伴う事務対応(延長保育料の返金等)が必要となり、負担が生じている。・加えて、認定変更に伴う自治体側の事務(変更処理、通知など)もその都度必要となり、関連して保育料や給付費の変更も含め、実務が非常に煩雑になっている。</p> <p>○短時間標準時間の認定については事務手続きが煩雑になるし、一律に基準を決めてしまって、家庭の個々の事情に添えない場合もでてくるので、標準時間短時間に分けて認定するよりも、26年度以前のように、個々の事情に添えるような認定制度にするのがよい。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較して保育短時間の保育時間が長いなど、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においては、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならぬ、事務負担増の声を多くの施設よりあがめられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を行なう場合も短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がり、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものと考える。</p> <p>○保育標準時間認定と保育短時間認定を区別した場合も、保護者負担額の額に差がない保護者側のメリットが少ない。また、保育園においてもその都度変更される認定区分を把握することに苦慮している。行政側としても、保護者の勤務時間(通勤時間等含む)を確認し、認定変更を行う事務に多くの時間を費やすことになっている。</p> <p>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理・保育料の変更・施設型給付費の算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られてい状況がある。</p> <p>○バスでの送迎時間を加味すると保育の必要時間の認定も変動していくことが考えられるなど、判断において事務担当者の負担は大きい。また、年度当初においては全保育園に全利用者の標準・短時間の区分を一斉に、さらに年度途中においても変更があれば随時遅滞無く通知しなければならず、事務担当者と保育園のストレスは大変大きくなっている。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となってしまおり、保護者と保育士双方の認識不足により、誤って延長保育料金を徴収してしまった事例も発生している。にかかわらず月額はさほど差が無く、制度上大きなメリットが感じられないため、標準・短時間の区分を統合していただきたい。</p> <p>○提案市と同様の支障あり。短時間認定においても延長保育を使用し、標準時間と変わらなく利用できること、また、入所児童数が増えるわけでもないため、施設・自治体・保護者ともに手間だけが発生し、メリットがない。</p> <p>○保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑。</p> <p>○利用料金に差がない。自治体の担当者の負担大きい。施設が個々の認定把握が難しく、保護者の理解も低く(認定されているので、最大時間利用できるなど)混乱している現状があることから、標準・短時間は統合することが望ましい。</p> <p>○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がない。しかし保育標準時間認定者と比べると短時間認定者によっては、急な残業等による延長料金の発生や、通勤に要する時間もかかるなど保護者の精神的負担が大きい。また、標準時間と短時間の切り替える都度、認定証を交付しなければならず、自治体の事務量増加とともに、事業者(園)の事務も煩雑化している。保育標準時間と保育短時間の統合を希望する。</p> <p>○保育標準時間と保育短時間の認定は明確な判断基準がなく、ケースバイケースの対応して市町村の負担が大きい。たとえば、1日の就労時間のほかにも通勤時間や通勤手段等によって認定を変えなければならないケースもあり、担当者による調査も時間を要している。また、認定の調査以外にも給付費の計算等で大きくかかわっているため事業者側と市町村で児童の保育の必要量等を密に確認しており、そういう事務が双方で負担となっている。</p> <p>○本県においては、保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は最高700円とあまり差がない。しかし保育標準時間認定者と比べると短時間認定者によっては、急な残業等による延長料金の発生や、通勤に要する時間もかかるなど保護者の精神的負担が大きい。また、標準時間と短時間の切り替える都度、認定証を交付しなければならず、自治体の事務量増加とともに、事業者(園)の事務も煩雑化している。保育標準時間と保育短時間の統合を希望する。</p> <p>○保育標準時間と保育短時間の認定は明確な判断基準がなく、ケースバイケースの対応して市町村の負担が大きい。たとえば、1日の就労時間のほかにも通勤時間や通勤手段等によって認定を変えなければならないケースもあり、担当者による調査も時間を要している。また、認定の調査以外にも給付費の計算等で大きくかかわっているため事業者側と市町村で児童の保育の必要量等を密に確認しており、そういう事務が双方で負担となっている。</p> <p>○本県においては、保育標準時間と保育短時間の利用者負担額にはほとんど差がない、保護者にとってメリットが少ない。子育て世帯では保育を必要とする理由の変動が多く、これに伴い保育必要量も変更となる。事業所では、利用者負担額の微収や施設型給付費等の請求のために変更の都度状況を把握する必要があり、結果的に施設型給付費等の請求が遅くなるなど不利益が生じている。当市では、保育認定の支給認定ごとに約1,400人に対し、平成27年度の保育必要量の変更に係る処理件数が延べ約320件に上っており、事務負担が大きい。また、保育必要量の認定は自治体の判断によるため、広域利用の場合には保護者の居住地の市町村と施設所在地の市町村で調整を取る必要があり、事務が煩雑となっている。保育標準時間と保育短時間の統合することにより、保護者、事業者、自治体の事務負担を軽減することができ、特に事業者においては、事務負担の軽減が保育の質の向上につながるとともに、施設型給付費等の変動が少なくなることにより安定的な経営計画を立てやすくなると見込まれる。</p>	○子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「保育の必要量」については、保護者がその就労の実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするために、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分を設けている。	○これにより、フルタイムやパートタイムなど保護者の就労の実態に即した形で保育サービスの利用を選択することができる組みとなっている。	○提案のとおり上記区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択性の幅を狭めるものである。また、子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
9	地方創生推進交付金事業などの地域再生法に関する手続きを簡略化し、年度当初からの計画的な事業実施が可能な制度とする	<p>〈地域再生計画〉 ○認定計画の変更を隨時認め等、計画認定を機動的に行う ○社会資本整備総合交付金同様に、全体事業費に変更のあつた場合のみ計画変更を求める。又は計画終了まで通算して事業費の2割を超えない限り、途中年度での変更を求めないこととするなど、計画変更を求める範囲(対象事業費の2割増減)を彈力化する</p> <p>〈地方創生推進交付金〉 ○内示時期を可能な限り早めるとともに、内示前の事前着手を柔軟に認める</p> <p>〈制度全体〉 ○計画認定・交付決定などに関して、年度当初からの執行が可能なスケジュールを早期に示す</p>	<p>【制度の新設】 地方創生推進交付金を利用した事業の執行には、「地域再生計画の認定または変更の認定」と「同交付金の交付決定」が前提とされている。今年度については、地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていないため、事業執行が困難となっている。</p> <p>【支障事例】 計画認定に向けた申請は、5/9/1月の年三回とされているほか、交付金交付決定前の事前着手は原則として認められない(個別相談をする)など、年間の計画的な事業実施に困難が予想される。 具体的には、来年度以降の計画認定・交付決定について、現時点でスケジュールが示されていないが、次年度事業分について変更認定を要する複数年度計画や新たに認定を要する新年度開始事業の計画などが、5月の申請・認定対象となった場合、年度同様に年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 また、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。</p>	内閣府	秋田県、岩手県	北海道、鹿角市、山形県、鶴岡市、福島県、郡山市、南会津町、茨城県、袖ヶ浦市、神奈川県、相模原市、三条市、上越市、岐阜県、愛知県、名古屋市、半田市、津市、滋賀県、姫路市、加古川市、島根県、岡山县、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、福岡県、長崎県、大村市、五島市、雲仙市、熊本県、大分県、延岡市、鹿児島県	<p>○今年度については、第1回の地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていないため、事業執行が困難となっている。</p> <p>○また、事業の事前着手が原則認められていないこと、計画の認定までに原則予算計上なされることが求められていることから、事業申請が困難となっている。</p> <p>○地方創生推進交付金においては、交付手綱及び交付物件の開示から申請期限までの期間が短く、広域連携事業として周辺市町村と予算措置を含めた協議を実施する期間が極めて短い状況にある。</p> <p>○また、年内2回目以降の申請とした場合の交付決定スケジュール等が開示されておらず、さらに、事業の事前着手が認められていないことから、計画的な年度内の事務執行に支障があり、かつ事業全体会のスケジュールに影響し、事業効果を得られる切れ目の無い事業展開に支障が出る。</p> <p>○本県では、地方創生推進交付金を活用した事業のうち、夏休み期間中に事業を実施する必要がある観光関連の事業を予定しているところ、国は当初、9月の交付決定前の事前着手は原則認めないとしていた。その後、全国知事会を通じ、交付金の弾力的な運用について申し入れを行った結果、「事業着手を遅らせることにより、事業の目的に重大な支障が生じる場合には、交付決定前に事業着手して差し支えないとの方針が改めて示され、事前着手が可能となつたが、本来ならばスケジュール等を早期に示しておべきものである。</p> <p>○地方創生推進交付金事業の内容、具体的なスケジュール等が示されていない中、5年芳しくは3カ年の再生計画を組み立ててのに不確定要素が多く、次年度以降の予算編成の方針に大きな影響が及ぼされる。</p> <p>○また、制度改正の遅れにより、年度当初からの事業執行が不可となっていることや事業執行時期が年度途中からなっても、繰越処理が原則認められていないため、事業を計画的に実施できない。</p> <p>○本市が申請した地域再生計画は複数年度における計画であるため、認定された場合は次年度以降、年度当初から事業着手することを当然想定している。ところが、現行のスケジュールでは9月の交付決定となっているため、限り交付出決定の時期を早めるとともに、事前着手についても柔軟に認めいただきたい。</p> <p>○提案団体が言及している支障事例のとおり、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。</p> <p>○加えて、当該年度内においても、事業執行時に、入札の執行残などにより、計画事業費に変動が生じる場合もあるが、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。</p>	<p>〈地域再生計画〉 ○地域再生計画の変更認定には審査に時間を要し、変更認定を隨時認めた場合の事務負担は膨大となるため効率的な事務作業を行う必要性があること、地方公共団体において中長期的な展望を見据えた変更を検討いただきたいこと等から、年3回を目指して実施している認定申請スケジュールに合わせて変更申請を受け付けることとしている。</p> <p>○また、軽微な変更は随时受け付けていること、認定地域再生計画に係る相談は随時可能であること、一定の事前着手は認める取扱いをしていること等、地方公共団体の過度な負担とならないよう弾力的な運用に努めている。</p> <p>○今後とも個別の運用において弾力的な対応をしていくとともに、地方公共団体等の要望を踏まえ適切に対応してまいりたい。</p> <p>○事業全体に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更を認めており、この場合、地域再生計画の変更申請を要しないこととしているところ、地方創生推進交付金に係る地域再生計画については、その事業量(地方創生整備推進交付金にあっては施設ごとの整備量又は種類ごとの事業費)の2割以上の増減は事業全体に影響を及ぼさない範囲の変更とは認められないことから、計画の変更申請が必要となる。</p> <p>○今後とも個別の運用において弾力的な対応をしていくとともに、地方公共団体等の要望を踏まえ、適切に対応してまいりたい。</p> <p>〈地方創生推進交付金〉 ○地方創生推進交付金については、本年4月に施行された改正地域再生法に基づき創設されたものであり、今年度(平成28年度)が初年度であったため、28年度の開始前年に年間の交付決定等のスケジュールを示すことができなかったが、来年度(平成29年度)以降については、年度開始前に、年間スケジュール(申請時期、交付決定時期等)をお示しすることとした。</p> <p>○事業の事前着手については、①交付決定まで事業着手を遅せると、当該事業の目的達成に重大な支障が生じうこと、および②地方公共団体の予算計上に当たり、対象となる事業についても本推進交付金の活用が明らかで、単なる財源振替ではない場合には、交付決定以前の事業着手を可能とする取扱いをしており、弾力的な運用に努めている。</p> <p>〈制度全体〉 ○地域再生計画については1月申請受付・3月認定とのスケジュールをとており、交付決定についても本スケジュールに併せて実施することを予定している。平成29年度以降は、年度開始前に交付決定までのスケジュールをお示しすることとした。</p>
191	地方創生推進交付金の申請手続きの見直し	地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方版総合戦略等を地方再生計画の代替として申請できるよう、申請手続きを見直すこと	<p>【現状】 改正地域再生法において、地方創生推進交付金の申請にあたっては、地域再生計画を作成し、交付金事業を記載した上で、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。</p> <p>【支障事例】 地方版総合戦略は、産官学金労言の有識者の意見聴取やパブリックコメントの段階、議会の議決を経て策定されており、地方再生の認定基準(1号基準:地方再生計画基本方針に適合するものであること、2号基準:当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること、3号基準:円滑かつ確実に実施される見込まれるものであること)を満たしているものである。それにも関わらず、地方創生推進交付金の申請にあたっては地域再生計画の作成が義務付けられていることから、地方にとって二度手間となっている。</p>	内閣府	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市	秋田県、郡山市、南会津町、千葉県、秋父市、神奈川県、平塚市、三条市、羽曳野市、姫路市、田原本町、島根県、岡山县、新見市、宇和島市、東温市、大牟田市、宮崎県、沖縄県	<p>○支障事例について、地域再生計画は、地方創生推進交付金実施計画書記載内容を引用して作成することとなっており、同じ内容を地域再生計画及び交付金実施計画書に記載することとなっている。また、地方版総合戦略は、今後5年間の地方創生方針を定めたものであり、地域再生計画と求めるものが重複する。</p> <p>○地域再生計画の認定に当たって、認定の判断をする書類を、地方版総合戦略と交付金実施計画書とすることで、地方の事務簡素化を図るべきである。</p> <p>○推進交付金の申請に当たり、「地域再生計画」の策定が必要となつたが、当該計画は、「地方版総合戦略」及び「交付金実施計画」と内容や手続き等で重複する部分が多く、また、過去の例では事前相談から申請後ににおいて、たびたび記載の修正を要したことから、交付金申請主体にとって、事務の負担増となっている。</p> <p>○地方創生推進交付金の申請にあたっては、記載内容がほぼ同じである地域再生計画の作成が義務付けており、地方にとって二度手間の事務処理である。交付金の交付決定については、交付金交付申請時に提出する書類で足りるのであれば、事務の簡素化のため、地域再生計画の作成義務付け廃止を希望する。</p> <p>○本市の地方版総合戦略に当たっては、実現可能性の高い施策を優先的に盛り込み、計画期間内の効果発現を目指して速やかな予算化及び執行を目指している。このような中で、改めて地域再生計画を一つずつ作成する作業は大きな事務負担となり、スピード感と実現性が求められる地方創生の趣旨に沿わないと考える。本提案によって申請手続きの簡素化が図られることで、地方版総合戦略に盛り込んだ施策の円滑かつ早期の執行が期待できる。</p> <p>○提案団体が言及する支障事例に加え、予算措置に關しては、国から交付決定の内諾を受けた後に予算計上に係る議会対応を行うことが議会との関係上適切ではないと考えるが、申請の条件においては、事前に予算措置の確実性が求められている。交付金の活用が国に認められるかどうか、また、交付金の額が確認できない状況で議会に説明することが難しく、現実的に申請することができるない。また、制度内容についても、随時更新されるQ&Aによって明らかになる部分があり、対応に苦慮するところがある。</p>	<p>地方創生推進交付金は改正地域再生法に基づく法律補助であるため、地域再生法に基づき地域再生計画の策定・提出は必須となっており、同計画上に同法に規定された事項を盛り込むことが法律上義務付けられている。また、地方版総合戦略が、今後5か年の目標、施策の基本的方向性等を示すものである一方、地域再生計画は、地方公共団体が定めた目標達成に向け、当該地方公共団体が実施する事業及び当該事業を推進するために活用する支援措置を明らかにしたものである。このため、申請に係る事務の簡素化を図ることは重要なものの、法律で規定された地域再生計画を、類似の内容であるとの理由から、地方版総合戦略により代替できるようにすることには制度の趣旨にそぐわないため、困難である。</p> <p>また、仮に地方版総合戦略により地域再生計画の代替とするとしても、実施する事業及び支援措置を明らかにし、地域再生法に基づき内閣総理大臣の認定を受ける必要性は変わらず、その後、地方版総合戦略を変更のうえ記載することになるため、地方公共団体の負担は変わらないばかりか、認定されなかつた場合においては、再度地方版総合戦略の変更が必要になるといった不都合が生じるところである。</p> <p>さらに、地域再生計画として内閣総理大臣の認定を受けた地方版総合戦略を改訂するにあたっては、当府及び関係省庁との協議が必要となることが想定され、双方の事務負担の軽減には必ずしもつながらない。</p> <p>地域再生計画の提出に当たっては、地方公共団体の過度な負担とならないよう対応してまいりたい。</p>
192	地方創生推進交付金の先駆タイプについて、地方自治体が単独で交付申請できるよう要件の緩和	地方創生推進交付金について、地域の実情に応じた事業執行が可能となるよう、地方自治体単独で実施する事業について先駆タイプとして認めるよう要件を緩和すること	<p>【現状】 「地方創生推進交付金に関するQ&A」(平成28年5月27日事務連絡)で、先駆タイプの申請においては、生涯活用のまち、コンパクトシティ等の事業以外は、一つの地方公共団体が単独で申請交付申請を行うものではないとされた。</p> <p>【支障事例】 当初、地方創生推進交付金の「先駆タイプ」について、地方自治体の単独事業では申請できないとされていたが、平成28年5月27日に発出された「地方創生推進交付金に関するQ&A」において、「先駆タイプ」は広域連携事業(複数の地方公共団体がそれぞれ予算計上を行い、共同で交付申請を行うもの)に原則限定されたため、地方の創意を発揮した事業が実施できない。</p>	内閣府	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市	北海道、岩手県、鹿角市、山形県、鶴岡市、福島県、郡山市、千葉県、茨城県、神奈川県、相模原市、長野県、岐阜県、津市、羽曳野市、余良県、鳥取県、島根県、岡山县、新見市、宇和島市、東温市、大牟田市、長崎県、熊本県、大分県	<p>○先駆タイプの一要件である地域間連携については、連携自治体が必ずしも交付金を活用して事業実施するとは限らないことから、地域間連携についての考え方についても柔軟に対応いただき、単独市町村であっても先駆タイプを申請できるようにしてもらいたい。</p> <p>○先駆タイプで申請するためには、複数の地方公共団体が地方創生推進交付金を活用して共同で事業を実施するところが求められているが、申請事業の件数が限られる中、連携する地方公共団体にあっては、一般財源を活用して事業を実施する場合もある。</p> <p>現在の運用は、活用する財源によって地域間連携の要素を満たしているかを判断するものになっている。</p> <p>単独事業についても地域間連携の実施の有無を適正に判断できる制度にし、地方の創意工夫を發揮できる自由度の高い交付金にすべきである。</p> <p>○「先駆タイプ」の要件である地域間連携については、関係自治体が予算計上して実施する共同事業(広域連携事業)のほか、事業推進のための協議会への参画など、予算を伴わない枠組みによる連携も考えられ、いずれも連携による広域的な効果は生じると考える。</p> <p>○地域住民等生活支援交付金(地方創生先行型)、地方創生加速化交付金と発展的に事業展開してきた事業において、加速化交付金においても広域連携事業として先駆の事業と認められた事業を行っており、その推進を強固なものにするために推進交付金において先駆的に実施するに当たり、先行的な取組を実施している市(取りまとめの市)における事業について、連携市と比べて先行実施している。</p> <p>このため、連携市が同じ事業スケジュール及び予算措置を実施することが困難な場合、先導的に実施しようとする市(取りまとめの市)の事業スケジュールが停滞してしまう。</p> <p>また、初年度に予算を伴わないものの、事業実施において連携しており、次年度以降の予算措置による連携の調整が出来ている場合においては、先駆タイプでは申請できないため、初年度から広域連携事業として先駆タイプでの申請が出来るようにしてもらいたい。</p> <p>○「広域連携」を必須の先駆の要素とし、複数自治体が共同して行う広域連携事業にのみ「先駆性」を認める取扱いは、小規模自治体が小さくとも知恵を絞り、個性豊かに輝こうとする地方創生の実現を否定する取扱い。</p> <p>地方創生の緩やかな地域間競争が始まる中、特に人口規模が小さく財政力の弱い自治体であっても、切磋琢磨し、創意工夫を凝らして行おうとする先導的な取組を支援する観点から単独事業についても先駆タイプの対象事業として認めるべき。</p>	<p>地方創生推進交付金については、7月6日付の事務連絡(「平成28年度における地方創生推進交付金の取扱いの改訂について」)により運用の弾力化を行い、ご提案のとおり、先駆タイプについて、予算の共同化以外の形で連携する場合であっても本タイプへの申請を可能とする方向で申請要件を緩和した。</p>

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
12	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化 重点事項10	子ども・子育て支援法(以下「法」という)第20条第3項に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間)を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20条第4項に規定する支給認定証を廃止する。	子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育休などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も運動して変更となる。 子育て世帯は家庭状況等の変動が多く、高知市では支給認定子ども約11,000人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が1万件を超えており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	高知市	秋田県、西郷村、茂原市、多摩市、茅ヶ崎市、長岡市、各務原市、磐田市、津島市、尾張旭市、城陽市、八尾市、伊丹市、宇都宮市、防府市、山陽小野田市、宇和島市、八幡浜市、北九州市、八女市、筑紫野市、大分市	<p>○変更手続きなど事務がとても煩雑で、職員の事務処理や申請者の手続きに要する時間が増大している。また、保育園に空きがなく待機となった場合、支給認定証を利用開始の通知と混同する申請者も多く、不満を増幅させる事例もある。申請者が実際に保育サービスを開始できるようになってからの支給決定でよいかと思われ、支給認定証の交付が事務に支障をきたしている。</p> <p>○保育標準時間と保育短時間の認定にあたり、業務に費やす事務量が、事務方と現場保育士に大きく影響しており、他の業務に対して影響を及ぼしている。</p> <p>○当市においても、標準→短時間の認定変更により、膨大な事務作業が発生しており、利用者については、保育時間・保育料の変更、保育園についても保育時間の変更に伴う運営体制の見直しや施設型給付費の変更などが生じてしまふ。保育料負担額に大きな差がないにも関わらず、保育時間が大きく変わることについての不満も多いので、保育時間は統一したものに戻してほしい。</p> <p>○保護者の保育が必要な事由に変更があった都度、認定変更の手続きが必要となり、保護者の手続きに係る負担や、認定区分の変更に伴う保育内容への影響について不安を抱く保護者も多い。また、在園児については、多くの保護者が施設を経由して書類を提出するため、マイナンバー等個人情報の管理も増えており施設の負担が増大している。</p> <p>○保護者の就労時間による標準時間と短時間の変更が頻繁にあり、その都度支給認定証を送付しなければならず、行政サイドの事務量がかなり増加している。各施設においても保育必要量の区分ができるため、保育時間の管理に注意をはらう必要があることや短時間の延長料金の収取の仕方が園ごとに決められているため、保護者への説明に苦慮することもある。また、保育必要量の区分ができるため、保育料も若干ではあるが差があるため、「標準時間は11時間預けられる」という意識が保護者に出てきて、以前と同じ就労状況であっても長く預けられる家庭が増え、朝・夕の保育の配置人数が増え、公立保育所では、時間外勤務が増えている。</p> <p>○支給認定証に関する事務には、毎月の変更などの事務処理に時間がかかる。また、保育必要量の区分については上記のとおり、メリットは少なく保育所側では書類の確認や負担などしている。</p> <p>○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の関係で突然延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができる。</p> <p>○保護者の就労時間等が変化するときは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となる。また、保育短時間認定の場合であっても、勤務時間帯によっては保育必要量の認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更に係る事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○本市では、支給認定の変更を業務都合上月1回行っているが、変更直後に保育の必要量が変わらるるような事象が発生した場合、約1ヶ月実態と異なる認定区分となっている。特に、保育短時間認定から保育標準時間の変更は切り替わるまで、恒常的に延長保育料が発生することも多く、保護者の負担となっている。したがって、保育の必要量の区分を廃止し、保育の利用時間は保育を必要とする範囲での利用とする。</p> <p>○支給認定に係る事務により、事務量の増、保護者への負担増(手続費・費用等)となっているため、必要性を認める。○【地域における課題】子育て世代は、就労の変動(育児休暇含む)が生じやすく、認定変更是かなり多い。時間外労働時間や通勤時間の取扱いにおいても苦情や相談が多く寄せられ、対応に追われている。新制度以前の就労確認のみを行い、保育必要量の区分と支給認定書の廃止(1号令合む)をするこにより、様々な事務の軽減となり、保護者・事業所にとっても簡単でわかりやすい制度となる。</p> <p>○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育短時間の保育時間が5時間短いなど、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならないが、事務負担との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間の統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がり、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものと考える。</p> <p>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。支給認定証については、1号利用者では、一度入園した園を市内転居により(市外転居の場合は認定証が無効となるため)退園し、他の園に入園することはまずなく、2・3号利用者についても利用調整を市がしているため、園には市から入園者情報が提供されるため、実際に使用する機会がほとんどないのが実情である。また、申請後、30日以内に支給認定証を送付することと規定されているため、保育利用の選択事務において、期間的に基準点を精査しきれていない状況で、認定証発行のために基準点とともに決していい方が効率的な保育標準時間・短時間に決しており、事務の流れが二度手間になっている状況がある。</p> <p>○児童福祉においては、各種医療証や手当の証書等が発行されており、証の発行・受領の管理や把握が双方の負担となっている。さらには、認定証の在庫管理や作成から発送まで、事務方の作業も大変な重荷となっている。また保育必要量の判定において事務担当者の負担は大きく、年度当初においては全保育園に全利⽤者の標準・短時間の区分を一齊に、さらに年度途中においても変更があれば随時遅滞無く通知しなければならない。また、標準・短時間の把握は現場においても非常に負担となっており、保護者と保育士双方の負担となっている。保育標準時間及び保育短時間で区別することで、国、県及び市の財政上の利益は存続しうるもの、上記の差異が生じていること及び保護者・事業主の各種負担を軽減する必要性が高いことに鑑みると、当該利益を考慮してもなお当該区別を設けることは不適である。したがって、高知市様の提案する措置が適当である。</p> <p>○保育料や運営費の算定、支給認定の判定などの事務が煩雑</p> <p>○支給認定変更手続きが想定以上の数になっている。保護者から新制度になり書類の作成、提出及び認定証返却と大変になったとの苦情が多い。また多くの施設より初めて、書類の受け渡しは施設を経由してほしくないと意見がでている状況である。</p> <p>○子育て世帯は家庭状況が頻繁に変動、その度に認定の変更が生じ、発生件数はかなり多い。認定変更を窓口や施設を経由して案内しており、施設へ連絡し確認するなど事務量も増加している。また広域で委託している児童についても、委託先の市町村により受け付の期間が異なるなど、各市町村の判断がさまざまなものと個々の対応が難しくなっている。施設側においても市町村とのやりとりが多く、保育に向かう時間が減少していると感じている。</p> <p>○支給認定の事由等の変更に伴うもの含めて、支給認定証の交付については必要であると考えている。しかし、支給認定証の返還については、実態として保護者が支給認定証を紛失している場合が多く、実態として返還させることに必要性がないと感じている。保育の必要性の事由によって、当該支給認定保護者が必要とする保育の必要量が異なることから、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし、「就労」の場合における保育時間認定については、月の就労時間が120時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が午後1時から6時までというケースでは標準時間認定となり、施設型給付費や利用者負担額が高くなる。」</p> <p>○同様の事例について、高知市以外の市町村からも話を聞いている。標準時間認定と短時間認定の区分により事務負担が大幅に増加していることについては改善の必要性を感じるが、廃止することについて、公定価格などを影響大きいことが考えられる。</p> <p>○保育の必要量区分(標準時間/短時間)が生じたことにより保護者への確認、変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな設定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。また、市町村が入園調整を行っている間に、支給認定証が有効利用されていないため事務負担のみが増えている。</p>	保育標準時間及び保育短時間について ○子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「保育の必要量」については、保護者がその就労の実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育サービスを利用できるようするため、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区別を設けている。 ○これにより、フルタイムやパートタイムなど保護者の就労の実態に即した形で保育サービスの利用を選択することができる仕組みとなっている。 ○提案のとおり上記区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭めるものである。また、子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。 支給認定証について ○子ども・子育て支援新制度において、小学校就学前子どもの保護者は教育・保育給付を受けようとするときは、子ども・子育て支援法第19条第1項各号の区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。市町村は、認定を行ったときはその認定の区分、保育の必要性の事由及び保育の必要量その他必要な事項を記載した支給認定証を交付することとなっている。 ○支給認定証の交付により、保護者はその時点における当該小学校就学前子どもの認定区分等を把握することができる。市町村にあっても当該小学校就学前子どもの認定区分の証明となり、教育・保育給付の不正受給を防ぐことができるなど、保護者・市町村・施設間の支給認定区分等に対する認識の齟齬によるトラブルの防止の観点からも必要なものであるため、提案に対する対応は困難。 ○また支給認定及びその交付に関する事務については、隨時その事務負担を軽減するための措置をとっているところである。

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
280	子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について 重点事項10	認定こども園入園児童の保護者子ども・子育て支援新制度における保育短時間等に応じて、市町村が決定を行うこととされる「保育標準時間」「保育短時間」のうち、「保育短時間」を廃止する。	子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間に比べ保育時間が3時間短いが、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となるなど、制度にメリットが乏しく、運営法人の中には認定こども園を返上したいという声すらある。	内閣府、厚生労働省	箕面市	秋田県、郡山市、多摩市、長岡市、瑞穂市、浜松市、磐田市、八尾市、宇和島市、福岡市、八女市、筑紫野市、大分市、石狩市	<p>○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費・延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きいものとなっている。また、短時間認定を受け、就労の関係で突然的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同等の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を撤廃することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消ができる。</p> <p>○保護者の就労時間等が変化することは頻繁であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合においても、勤務時間帯によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○支給認定に係る事務により、事務量の増、保護者への負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。</p> <p>○【地域における課題】保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差異がほとんどないため、11時間の範囲で利用できる権利を得ようと就労時間を延ばす保護者が増加した。短時間認定と標準時間認定を統合することで、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、職員確保にも迅速に取り組めるようになる。</p> <p>○子ども・子育て支援制度における保育必要量区分(保育標準時間・短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し、保育短時間の保育時間が短時間短いなど、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならず、事務負担増との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がり、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものと考える。</p> <p>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、人所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ費やすべき労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育時間に比べ保育時間が3時間短いが、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットがない。</p> <p>○保育の必要性の事由によって、当該支給認定保護者が必要とする、保育の必要量が異なることから、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし、「就労」の場合における保育時間認定については、月の就労時間が120時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が保育短時間の利用時間で対応できない場合には市町村判断により標準時間認定とすることができることなどから、保育の必要性の事由が「就労」に限り、標準時間認定に統一することについては賛成である。</p> <p>○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額にはほとんど差がなく、保護者にとってメリットが少ない。子育て世帯では保育を必要とする理由の変動が多く、これに伴い保育必要量も変更となる。事業所では、利用者負担額の微収や施設型給付費等の請求のために変更の都度状況を把握する必要があり、結果的に施設型給付費等の請求が進くなるなど不利益が生じている。当市では、保育認定の支給認定こども約1,400人に對し、平成27年度の保育必要量の変更に係る処理件数が延べ約320件に上っており、事務負担が大きい。また、保育必要量の認定は自治体の判断によるため、広域利用の場合には保護者の居住地の市町村と施設所在地の市町村で調整を取る必要があり、事務が煩雑となっている。保育標準時間と保育短時間と統合することにより、保護者、事業者、自治体の事務負担を軽減することができ、特に事業者においては、事務負担の軽減が保育の質の向上につながるとともに、施設型給付費等の変動が少なくなることにより安定的な経営計画を立てやすくなると見込まれる。</p> <p>○保育の必要量区分(標準時間・短時間)が生じたことにより保護者への確認・変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな設定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。</p> <p>○提案市と同様の支障有。石狩市では、短時間認定であっても、標準時間の範囲内であれば月額保育料に差がないように対応を行っている。廃止されればこの対応の事務負担等も解消され、保護者の不要な混乱もなくなる。</p>	○子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「保育の必要量」については、保護者がその就労の実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするために、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分を設けている。 ○これにより、フルタイムやパートタイムなど保護者の就労の実態に即した形で保育サービスの利用を選択することができる仕組みとなっている。 ○提案のとおり上記区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭めるものである。また、子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反するものであり、対応は困難である。
23	認定こども園法が定める公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体の拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	【制度改正の経緯】 町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすかが課題となっている。 【支障事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賞金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになりかねない状況にある。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町			公私連携幼保連携型認定こども園は、民間法人に子ども・子育て支援に関する中核的な役割を担う幼保連携型認定こども園を運営してもらうことを期待して、市町村と民間法人とが協定を結ぶことによって、市町村がその運営に一定の責任を果たす、あくまでも民間法人立の幼保連携型認定こども園であることから、当該規定の適用は不適当である。
24	地方独立行政法人法施行令が定める公共的な施設の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲にこども園を加える。	管理番号23に同じ	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町			幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設という位置づけを有しているが、学校教育法上、学校を設置できるのは国及び国立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人、学校法人であり、幼保連携型認定こども園についてはそれに加えて社会福祉法人に限られているところ。 地方独立行政法人を幼保連携型認定こども園の運営主体として追加することについては、学校かつ児童福祉施設の双方の機能を持つ幼保連携型認定こども園を安定的・継続的に運営できる体制等様々な観点から慎重な検討が必要である。

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
27	認定こども園及び保育所の認可権限の移譲	都道府県知事等が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	<p>【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。)に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。</p> <p>【支障事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。</p> <p>【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、区域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認めるが、それのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものと考える。</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、秋田県	北海道、徳島県、高知県、沖縄県	<p>○本県においても同様に、事業者が県と市町村と二重に調整を行っている状況であるとともに、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に行う必要があることから制度改正を要する。</p> <p>○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も繁雑になっている。</p> <p>○本県においても、社会福祉法人の設置認可及び施設整備に係る補助事業を市が行うとともに、幼保連携型認定こども園や保育所の設置認可は県が行うという事業が発生しており、施設の設置を目的とする者においては、県・市それぞれと協議する必要があるほか、県・市それぞれの審査の進捗状況等を適宜確認する必要があるなど、事務の繁雑化の一因となっている。</p> <p>○新制度において、認可を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それに手続きを要している。</p> <p>市町村へ一本化されることで施設側の負担の軽減にもつながる。</p>	保育所の認可権限や認定こども園の認定権限の市町村への移譲を希望する自治体については条例による事務処理特例等を活用していただきたい。
142	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。	<p>【背景】 「幼保連携型」認定こども園の「認可」権限は中核市に付与されているが、他の類型の認定こども園(「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」)に係る「認定」権限は、都道府県に存置されている。 一方、施設型給付費の支給に係る施設としての「確認」の権限は、いずれの類型においても市町村が有している。</p> <p>【支障事例】 このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをとる必要があり、煩雑である。 また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができる。例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないところから、市民の選択の幅を狭めてしまうなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。 また、「子ども・子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に取り組んでいるところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に働きかけているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めいく中で、最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないことがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めいくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	北海道、秋田県、神奈川県、高知県、沖縄県	<p>○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も繁雑になっている。</p> <p>○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると考える。</p> <p>○本県も同様の状況であり、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続の中で認定の可否等の判断を示すことができず、また、事業者の利用定員の設定に対する意見を直接述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障をきたしている。</p> <p>○新制度において、認可を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それに手続きを要している。</p>	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」に基づき、「子ども・子育て支援新制度の施行状況や条例による事務処理特例制度による指定都市における認定状況等を踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行っていく。
291	認定こども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に、中核市にも移譲する。	<p>【制度改正が必要な理由】 認定こども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。 政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定こども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。</p> <p>【支障事例】 現在、幼保連携型認定こども園については市の事務、幼保連携型以外の認定こども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑となるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一括して進めにくくなっている。</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	北海道、秋田県、神奈川県、長野県、高知県、沖縄県	<p>○保育所や幼保連携型認定こども園は、指定都市や中核市に権限移譲されているが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県となっており、事業者にとってわかりにくく、事務も繁雑になっている。</p> <p>○本県でも、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限については、事務処理特例条例において希望する政令指定都市・中核市に権限を移譲しており、幼保連携型認定こども園と同様の仕組みにすることは、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながると考える。</p> <p>○本県でも同様の状況であり、幼保連携型と幼保連携型以外の認定こども園では権限を有する自治体が異なるため、事業者にとって申請に係る相談先や書類の提出先などが分かれにくくなっているほか、中核市では認定こども園に係る事務を一括して進めにくくなっている。</p> <p>○新制度において、認可を市町村で行うこととなっているが、認定こども園の認定については県となっており、定員の変更など、それに手続きを要している。</p>	中核市への認定権限の移譲については、指定都市と併せて検討していく。
31	個人番号を利用した情報連携の対象情報の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に「住所地情報」を加えるよう、番号法の改正等	マイナンバーによる情報連携においては、都の医療費助成事務システム等の入力情報を活用し、区市町村に対する住民票関係情報の照会を効率的に行なうことが可能となるが、現行の番号法の規定では、「住所地情報」が取得できない。 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)により「住所地情報」を確認する場合、マイナンバーによる情報連携とは別に、住基ネット専用端末での作業が必要となる。加えて、事業執行部署配置の住基システム端末では個別検索しかできないことや、一括での情報検索作業は自治体に1台しか設置されていない親機に限られていることなどから、照会件数が多い場合は、情報を提供を受けるまでに時間を要する。 難病法に基づく特定医療費の認定事務においては、申請者の住所地確認が必要となるが、住基ネットにより住所地を検索する場合、医療費助成の認定までに時間を要することとなり、申請者に対し不利益を生じさせるおそれがある。そのため、申請の際に住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図られない。 なお、難病法に基づく事務以外で、番号法の規定による情報連携を行える事務においても、住所地確認を必要としているもの(児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成事務等)があり、同様の課題がある。	内閣府、総務省、厚生労働省	東京都	山形県、茨城県、神奈川県、長野県、滋賀県、島根県、高知県、沖縄県	<p>○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所地情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上が図られていない。</p> <p>○提案県と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めるにあたり、住民にとって利便性の向上が図られない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本府にしかなく申請を受付ける保健所では確認ができず、事務処理に時間を使うことになる。</p> <p>○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理時間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通りに住民記載事項証明書を市町役場で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。</p> <p>○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めるにあたり、申請者の負担が軽減されないとともに、本県における認定事務の効率化も図れない。 ○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所地情報」が取得できなかったため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。</p>	住所地情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていません。

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
46	税控除対象NPO法人の指定方法の見直し	指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	【制度概要】 認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。 一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることによって寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。 本県では平成25年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在10法人を指定している。 【支障事例】 NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。 しかし、条例改正のタイミングは年4回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客觀的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	内閣府、総務省	埼玉県	神奈川県、横浜市、滋賀県、徳島県、長崎県、熊本県	○本県においても、平成25年12月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成28年6月定例会議に提案している。 提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5~6ヶ月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成23年度税制改正大綱)からも支障を来している。 本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。 そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。 ○寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。 法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。	内閣府としても、一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。 地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとされているところ。 これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。 このため、より慎重な手續が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えられる。 また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に関する内容については、国会でご議論いただくべきものと考えている。
52	幼保連携型認定こども園の施設整備に關する事務手続きの見直し	幼保連携型認定こども園の施設整備に際し保育所整備交付金及び認定こども園施設整備交付金を活用する場合の事務手続きの見直し	平成27年の類似の提案に対する結論として、原則安心こども基金で対応することとし、安心こども基金が使えない場合の事務手続きの簡素化を図るために、協議書の様式の一本化や申請の提出締め切りの調整が図られたが、安心こども基金による対応については、交付元に応じた事業への活用に限定されるため、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に教育機能部分(文部科学省所管)の基金の残額が足りない場合に、教育機能部分については認定こども園施設整備交付金を、保育機能部分(厚生労働省所管)については安心こども基金を活用することとなり、事務手続きの簡素化の効果がない。 また、平成28年度安心こども基金要綱は現時点で示されておらず、契約等に着手できない状況にあるため、平成29年4月から開設予定の幼保連携型認定こども園の事業着手の遅延を招くこととなっており、開園が遅れる危険性がある。 さらに、両交付金の申請の提出締め切りについては調整が図られたが、間接補助である認定こども園施設整備交付金は県での予算措置と審査が必要であることから、保育所等施設整備交付金より事業者にとっての提出締め切りが前倒しななるため、県、市町村及び事業者の作業時間の確保が困難な状況にある。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	旭川市、岩手県、秋田県、茨城県、栃木市、柏市、長岡市、鳥取県、島根県、倉敷市、防府市、徳島県、徳島市、宇和島市、高知県、北九州市、大分市、沖縄県	○厚労省、文科省と所管が分かれ補助要綱が分かれていることで、それぞれの内示を待って事業に着手する必要があるが、補助の内示時期に遅れがあるため、早急に工事を進める必要がある際も、その影響で準備等の開始が遅くなってしまう。 ○本県においても、幼保連携型認定こども園の整備において、教育部分は文部科学省の認定こども園施設整備交付金及び保育部分は安心こども基金(厚生労働省所管)を活用する事例が発生しており、事務手続きの簡素化の効果が薄いと考える。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園の施設整備を行う際に、安心こども基金の残額及び国予算の不足により、保育所等整備交付金と安心こども基金を併用することとなった。このため、双方で交付の基準や協議書の様式が異なることにより、協議の手続きを別々に行う必要が生じ、結果として事務の簡素化が図られていないだけではなく、むしろ複雑化することになった。また、交付金と安心こども基金との併用により、県の審査期間を要することから、事前協議書を前倒して提出しなければならず、事前協議書の作成から事業着手までに相当の期間を要し、開園スケジュールの遅れ等の影響が生じている。 ○本市において幼保連携型認定こども園ではないものの、幼稚園型認定こども園化にむけた施設整備を予定している幼稚園があり、安心こども基金により施設整備を進めていることとしている。現時点において、平成28年度安心こども基金要綱は示されておらず、整備に着手することができない状態となっており、平成29年4月の認定こども園移行に支障が生じかねない状況となっている。 ○国交付金が分かれているのみならず、現在は都道府県の安心こども基金も併用する状態となっており、計3つの補助制度が重複している。交付要綱の作成や内示スケジュールなどが省庁ごとに異なるため、円滑な事務の執行に支障をきたしている状況にある。また、6月下旬に内示が出せるのは単年度で施設整備を終えることがほぼ不可能なスケジュールであるため、遅くとも5月中旬には内示が出来るようスケジュールを見直すべきである。 ○厚生労働省より全国的に所要額の満額は交付されない及び「所要額に満たない部分は平成27年度保育所等整備交付金を充てる(事業継続はできない)」との連絡があった。「事業費が確保できない」及び「事業遅延が発生した場合対応できない」という懸念があることから、実質的には平成28年度は安心こども基金が利用できない状態である。	ご指摘を踏まえ、地方公共団体、事業者の事務負担の軽減されるよう申請書類の簡素化やあらかじめ申請時期を明示しておく等申請期間が十分確保されるよう努めてまいりたい。
66	延長保育と放課後児童クラブを併設する場合の職員配置基準の緩和 重点事項15	保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員等も配置可)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを開設している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員でも配置可)配置することが必要である。 保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数かつ(1)保育士2人を配置する場合(2)保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合(※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみなす特例あり) であれば、いずれかの施設に児童を集約して、保育士等2人による両施設の兼務を認めて欲しい。	保育所等と放課後児童クラブが同一敷地内の1つの建物に併設している場合で、17時30分から18時00分の間、延長保育事業の利用児童が3人、放課後児童クラブの利用児童が6人のとき、それぞれ2人ずつの職員を配置し、運営している現状にあり、職員(特に保育士)の確保に苦慮している。	内閣府、厚生労働省	東広島市	石狩市、相模原市、宇都宮市	○保育所等と放課後児童クラブが同建物内で行っている場合、延長利用時間(本市の児童クラブは概ね18時以降)は、現在はそれそれで規定の職員を確保しているが、その勤務の確保に苦慮している児童クラブがある。 ○本市においても放課後児童クラブと幼保連携認定子ども園の一時預かり事業(幼稚園部分)を併設実施し同様の課題を有する施設があることから、これらの用件が緩和・改善されることで、限られた人材を有効に活用することができる。	○延長保育(又は一時預かり)は、家庭において保育を受けることが困難な乳幼児に対して保育を提供する事業であり、乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置することとなっている。 一方、放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学生に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、放課後児童支援員を2人以上配置することとなっている。 よって、延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、目的や制度内容が異なるものであり、そうした違いを考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集めすることは、両サービスの質の低下と運営への支障をもたらしかねず、対応は困難。

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
68	放課後児童健全育成事業における要件緩和	放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合わせて開催日数をふくめることができるように要件緩和を図られたい。	土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)が多くあり、放課後児童支援員の人材が限られていることから、同一学校において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。しかしながら、2支援合同で実施した場合、1か所しか開所扱いとならない。開所扱いとならない学童クラブは、年間開所日数250日以上の事業所に該当しなくなる可能性がある。	内閣府、厚生労働省	三鷹市	鶴岡市、小山市、新宿区、長野市、名古屋市、門真市、伊丹市、宇部市、宇和島市、八幡浜市、久留米市	<p>○開所した支援の単位分しかカウントされないところから、年間の開所日数を維持するため、無理をして支援の単位ごとに人員配置し開所しているところが多い。</p> <p>○当市でも、土曜保育は複数の学童クラブを1つの学童クラブに集約し合同で行っている事例があるが、利用人数の実績からこのようう対応にならざるを得ない。</p> <p>○本市においても、土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)があり、放課後児童支援員の人材が限られていることから、同一学校区内において2つの学童クラブは、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。</p> <p>○本市においても、土曜日のクラブ利用希望については、各クラブごとに少ないながらも利用希望があるため、各クラブごとに少ない参加人数による個別開所を実施するよりも、同一地域のクラブにおいて合同実施の希望がある場合は、合同で実施して子ども達の交流を図ると共に、職員配置についても合理的な配置をすることが放課後児童健全育成事業に資すると考えられる。また、年間開所日数加算である250日以上の要素を満たすために、利用ニーズが少ない日も複数クラブ開設で余儀なくされており、非効率的な運営となっていることから、左記提案事項に共同提案団体として参画するもの。</p> <p>○当市においても、土曜日の利用については、平日の2室または3室運営から1室で行っているところがある。</p> <p>○土曜日については、通所児童数が通常時の半数にも満たない学童クラブが多くある。放課後児童支援員の確保に苦慮している現状において、同一の学校区において複数の学童クラブに集約した方が効率的である。しかしながら、2クラブ合同で実施した場合、支援員を4名以上(2クラブ相当分)配置しなければ2か所を開所扱いにできないとすると、開所日数250日以上の事業所に該当しなくなる可能性があり、合同実施ができない。</p> <p>○当市では同一学校に複数の学童クラブは存在しないが、土曜日の開所については同様の課題がある。当市では土曜日は月2回の開所としているが、通所児童が10人に満たないクラブがほとんどである。土曜日の開所を必要とする利用者のニーズもあり、今後は土曜日開所の増加を検討する必要もあると考えている。しかしながら、支援員の人材不足による負担増や経費の増加などの課題があり、個々のクラブでの土曜日開所日数の増加は大変厳しい状況となっている。</p> <p>○同一学校において複数の学童クラブ(支援の単位)を有する場合は、土曜日は利用児童数が少ないとから1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。</p>	根拠法令等として掲げている「放課後児童健全育成事業」の実施について(以下「通知」という。)には、補助の対象となる放課後児童クラブの要件を定めるものであるため、当該通知中の「開所日数」や「職員体制」については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により定められた日数や職員数に沿うべきものと考えている。そのため、放課後児童クラブを合同で実施した場合においても、放課後児童支援員等が支援の単位ごとに2人以上という基準を満たしていない場合は開所日数に含めることは困難である。
88	緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し	災害発生時における緊急通行車両等は事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会は車両毎に事前に確認し、標章及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直す。 ① 事前届出の段階で、予め標章・証明書を交付する仕組みとする。 ② 車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数のみの届出とする。	【制度改正の必要性】 災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時に想像のつかない事態に遭遇する。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用することは意義がある。しかしながら、現在の運用では、自治体は迅速な災害応急対策活動が求められているにも関わらず、事前届出済の車両であっても、災害発生後でないと標章・証明書が交付されない仕組みとなっている。 【制度改正の内容】 現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。 【支障事例】 事前届出済の車両であっても、災害発生後の標章・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標章・証明書を交付するなどの手続手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。 栃木県においては、平成28年熊本地震に伴う被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受ける際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続きが非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療ガス)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標章・証明書を交付してほしい旨の要望があった。 【状況の変化】 東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年熊本地震においても、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地まで公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自治体による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態も生じている。	内閣府、警察庁、総務省	新潟県、福島県、栃木県	茂原市、江戸川区、八尾市	<p>○災害時に、複雑多様な事務を行うことは困難であり、応急対応を迅速に行えるよう事務の簡素化が図られることは非常に有用。</p> <p>○当団体の場合、環状7号線以内への車両流入規制があるが、現状では交付手続き・交付後の必要車両への配布等の事務手続きで、環状7号線の内外を何度も往復しなければならない状況が発生する。事前届出の段階で、標章・証明書の交付が可能になることにより、迅速な災害対応業務に資することができる。</p> <p>また、救護活動・応急復旧活動等を実施する災害時協力協定団体の届出については、事業者名及びその使用台数のみの届出で標章及び証明書を交付することによって、発災後の迅速な対応が可能となる。</p>	<p>発災時、真に人命救助等に従事する緊急通行車両の円滑な通行を確保するという災害時の交通規制の役割に照らせば、別紙の理由から、標章・証明書の事前届出時の交付や車両を特定しない事業者ごとや台数のみの事前届出の受理を行なうことは適切でない。</p> <p>災害時の交通規制に際しては、標章の交付枚数を把握することにより交通規制を実施する区間の縮小や通行を認める車両の範囲の拡大等の交通規制の見直しを行っており、災害発生後の段階に応じて必要な車両の通行を可能としている。(別紙あり)</p> <p>なお、支障事例に「平成28年熊本地震に伴う…緊急通行車両等確認手続を受ける際に…事務手続が非常に煩雑であったとの意見もあった」とあるが、熊本地震においては緊急交通路を指定していないことから、事実誤認である。</p>
97	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲 重点事項14	現行、県で行っている一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。) 【備考】 ○「市町村以外のもの」にあたる事業者 一時預かり事業…社会福祉法人、学校法人、宗教法人等 病児保育事業…社会福祉法人、学校法人、医療法人、医師等	【経緯】 一時預かり事業については、以前は、全て県が行っていた(実施主体は保育所等)が、子ども・子育て支援新制度では、指導監査は県に残り、事業(補助事業)の実施主体は市町村となった。 病児保育事業については、以前は、指導監査はなかったが、新制度では、指導監査(法令違反事案)は県の業務となり、事業の実施主体は市町村となった。 【支障事例】 一時預かり事業及び病児保育事業の実施主体は市町村であり、実施主体としての指導内容と立入検査における指導内容の整合をとるの困難となる。例えば、顕在化はしていないが、指摘事項の改善策(重要事項説明をどの程度行うか等)の意見を求められた場合、検査主体としては回答が難しいことがある。なお、病児保育事業の検査については、違反とならない範囲での指摘事項があつた場合に、履行確認等は市町村に委ねることとなっている。	内閣府、厚生労働省	栃木県	茨城県、神奈川県、北九州市、大分市		事業規制としての指導監督に当たっては、広域的な病児保育事業や一時預かりの状況、専門的な見地からの指導を行うことが必要であることから、広域自治体でありかつこれまで病児保育事業・一時預かり事業を実施してきた専門的な知見の蓄積のある都道府県を届出先及び指導監督実施主体としているものであり、対応は困難。
99	番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病法に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携の対象について住所地情報を追加	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる住民票関係情報の対象について住所地情報を追加	【支障事例】 難病法に基づく特定医療費の支給認定、認定内容の変更の事務等においては、対象者の住所地を確認することが必要となるが、現行の番号法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日省令)」の規定では、住所地情報が確認できないため、対象者に対し、個人番号の記載の他に住民票の添付を求める必要があり、対象者の負担が大きい状況である。 また、住所地情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて情報を取得することも可能だが、住基ネットを利用するためには、専用端末が必要となる。申請書は各健康福祉センターで受付事務を行なうが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住基ネットを利用するために端末が配備された部署まで出向く必要があり、住基ネットを利用する場合は事務の効率化が図れない。	内閣府、総務省、厚生労働省	栃木県	山形県、茨城県、奈良県、静岡県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、沖縄県	<p>○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所地情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。</p> <p>○提案県と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めるにこだわり、住民にとって利便性の向上は図られない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本府にしかなく申請を受付ける保健所では確認ができない、事務処理に時間要することになる。</p> <p>○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所地確認を行うと膨大な事務処理時間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通りに住民記載事項証明書を市町役場で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。</p> <p>○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めるにこだわり、申請者の負担が軽減されないとともに、本県における認定事務の効率化も図れない。○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所地情報」が取得できぬいため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。</p>	住所地情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていません。

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
103	結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除	平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。	感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違ひ入院等の措置はなく、申請受付となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要的情報を入手するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要的個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。	内閣府、総務省、厚生労働省	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	いわき市、埼玉県、東京都、横浜市、長野県、大津市、京都市、大阪市、大牟田市、大分市	○法第37条の2について活用する予定は今後も無いこと、また、管理に係るコスト削減・漏えいリスク回避のため、個人番号の記載は削除すべきと考える。 ○通院医療の際は、マイナンバーが不需要にも関わらず、未記載の場合、再度保健所に来所してもらい記載してもらうため、患者の負担となっている。不需要な個人情報を管理しなければならないことから、行政側の管理の手間がかかる。 ○申請手続きに不要な個人番号を申請書に記載せることは、申請者の負担となる。また、情報管理の安全性確保の面からも、不要な個人情報を保有することは望ましくない。 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、申請者世帯の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、所得税額の調査は不要であるにも関わらず、個人番号を収集する取扱いとなっている。マイナンバー法による特定個人番号の厳しい取扱いの中で、前述の不必要的収集は管理上好ましくないため、法第37条の2の公費負担申請に係る個人番号は削除が妥当。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。 本件については、感染症法第39条第1項の費用の調整に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報を個人番号を用いて連携し、行政運営の効率化を図るものです。
120	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加	【現状】災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉(介護)」に関する規定はない位置づけが不明確。 東日本大震災津波では県内福祉専門職能団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁された。 【支障事例】災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置付けが不明確であることから、救助に必要な際に、都道府県知事が従事命令を行うことができず、適切な支援体制の確保が困難である。 【制度改正の必要性】東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところ。	内閣府、厚生労働省	岩手県	北海道、茨城県、上越市、静岡県、滋賀県、京都府、徳島県、宇和島市、大牟田市、宮崎県	○災害救助法において「福祉(介護を含む)」が明確に規定されておらず、位置付けが不明確である。本県においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その福祉人材派遣の費用負担の規定の根拠について、法令上の位置づけが不明確なため苦慮している。災害救助法における救助の種類に福祉を位置づけることで、介護職員等の福祉人材の派遣が迅速かつ適切に行われるものと考えられる。 ○本市の高齢化率は36.0%で、今後、将来的には40%を超えることが予想されている。このような背景をもとに、介護あるいは要配慮者への支援は重要課題として取り扱われるべきであり、災害時の支援について、明確に位置付ける必要があると思われる。 ○過去の災害において、要配慮者支援が避難所設営に係る経費として整理され、災害救助費から支弁された実績があり、それが各種災害において一般化できるのであれば、制度の改正を検討してもよいと考える。 ○当団体地域防災計画「震災編(平成26年修正)」において、当団体(福祉保健局)は、福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的な支援を実施することとされている。しかし、福祉支援が災害救助法上に位置付けられていないことが、発災時の円滑な支援活動の妨げとなるおそれがあることは、当団体においても同様である。 ○熊本地震においても避難所における福祉的な支援の重要性は再認識されたところであり、要配慮者の対応を迅速かつ適切に行うためには、「福祉」を災害救助法に規定する救助の種類に追加することが必要である。 ○東日本大震災においても、福祉の支援へのニーズは高く、災害毎の取扱ではなく、法に明確化することで、要配慮者支援に係るより迅速な対応が可能となる。 ○現在、要配慮者に対する救助の種類には「避難所の設置」しかなく、どこまでが要配慮者に対する救助として対象となるのが不明確な部分があるため、「福祉(介護を含む)」の救助の種類を明確に規定し、災害時における要配慮者に対する福祉的支援を実施し、要配慮者への適切な支援を行う必要がある。	災害救助法に基づく応急救助については、発災後、応急的・一時的に行うものであることから、直ちに生命上の危険が及ぶような場合等については、避難所において医療を提供することが可能であり、その経費については災害救助法の対象となる。 一方で、長期的・継続的な対応が必要な福祉的な支援については、応急救助である災害救助法ではなく、介護保険制度や障害者福祉制度などの一般施策で対応すべきものであり、緊急時においては、介護保険等の緊急入所や緊急ショートステイなどの活用も検討されたい。 また、災害救助法においても、高齢者や障害者等の特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置することが可能であり、その生活環境の整備に必要な経費については、国庫負担の対象としているところである。 なお、ご提案の内容については、災害救助法において法の実施主体である都道府県知事に規制をかけているものではなく、介護保険制度を含め、現行制度下において対応可能なものであると考える。	
121	災害派遣福祉チームの制度化	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備をすみ、都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。	内閣府、厚生労働省	岩手県	北海道、宮城県、上越市、新宿区、静岡県、浜松市、滋賀県、徳島県、大牟田市、熊本県	○本県では、施設間の福祉人材の派遣、受け入れの相互支援体制を構築するため、県内福祉団体等で構成する福祉的支援の広域ネットワークの構築を進めている。 上記の構築を進める上では、現在、災害時における福祉人材の派遣、受け入れに関する全国的なルールがなく、取組状況も都道府県で異なっているため、大規模災害時における都道府県の枠を越えた相互支援体制を確立するところが課題となっている。都道府県を越えた派遣、受け入れを円滑に行なうことができるよう、国として全国統一のルールを設けることが必要である。 ○東日本大震災において高齢者、障害者等の要援護者を避難所等で支援するための福祉・介護の専門職の派遣の仕組みがなく、必要な支援が困難になっていたことから、提案のあった制度化は必要であると考える。 ○当団体においても、「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」により、社会福祉協議会を事業局として検討を継続している。災害派遣福祉チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける必要性は当団体においても同様である。 ○本県ではまだ「災害派遣福祉チーム」の組成について検討段階ではあるが、今後、チームの組成・研修・訓練等を実施するにあたり、都道府県単独では、困難な課題も多いと考えられることから、岩手県のご提案のとおり、災害派遣福祉チームの制度化は必要であると考える。 ○市町村における福祉避難所の指定を進めるにあたり、生活支援・心のケア・相談等を行う専門知識をもつ生活相談職員の配置の確保が課題の一つとなっており、当団体の派遣チーム(「災害派遣ケアチーム」)による支援のほか、全国的な制度化による都道府県単位での相互応援も可能となれば、福祉避難所の指定に係る民間施設等の協力も得やすい。 ○本県では、災害発生時の介護福祉ニーズを把握し、支援調整に対応するため、県職員による「県介護福祉コーディネーター」を配置しており、「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、広域的な支援活動をよりスムーズに行なうことが可能になる。 ○災害時に福祉避難所等において、高齢者及び障害者等を要配慮者の個々の状況に応じた介護・介助などを支援する事業者やボランティアの確保は大きな課題である。そのために、人材の育成をはじめ、広域にわたり相互の支援や派遣ができる体制を整備することは重要である。 ○熊本地震の発災直後の時期において、本県には、他県のチーム派遣について調整する余裕はなかった。 災害福祉チームの派遣については、派遣の可否、被害の状況、被災者のニーズ、交通や宿泊の状況など、調整する項目が多岐にわたるため、全国的なシステムを設けることで、被災した自治体に過重な負担をかけることなく、スムーズにチームを派遣することができるものと考える。	災害時の避難所や福祉避難所における要配慮者に対する対応等のため、複数の県(岩手県・福島県・熊本県)において、福祉・介護職員の派遣チームを設置していると承知している。 災害救助法においても、高齢者や障害者等の特別な配慮が必要とされる要配慮者に対しては、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置し、その生活環境の整備に必要な経費については、国庫負担の対象としているところである。 なお、ご提案の内容については、国が地方に対し何ら規制をかけているものではなく、現行制度下において対応可能であると考える。	
122	認定こども園に関する情報提供等の権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などができないこととなっている。変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることとなっている。そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監査等他の事務への影響も大きい。例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監査を実施、となった場合、市は変更届が出された事実をわからずまま指導監査を行うこととなってしまう。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県、高知県、北九州市、大分市、沖縄県	北海道、福島県、神奈川県、長野県、岐阜県、愛知県、名古屋市、静岡県、三重県、奈良県、和歌山县、大阪府、京都府、大阪市、関西広域連合	○認可権限と教育・保育の実施主体を一致すべきであり、本県でも既に国に要望している内容である。 実際にも事務の迅速化の観点で支障が生じている。 ○認可権限と合っておらず、事業者によってわかりにくく、自治体の事務も繁雑になっている。 ○本県では、実務上、政令指定都市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園からの変更届及び運営状況報告の提出については、当該政令指定都市・中核市を経由して提出を受けているが、制度的に認可等の権限を有する自治体が受理するかたちにすることは、業務の効率化につながると考える。	情報の提供については、都道府県が管内の情報を集約して行うこととしているが、当然市町村もそれぞれで管内の情報提供を行うことは差し支えない。変更の届出等の規定については、幼保連携型認定こども園以外の認定権限の移譲と併せて検討してまいりたい。	

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
143	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。 重点事項11	施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。 【背景】国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。 【支障事例】当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宇都宮市	秋田県、神奈川県、浜松市、豊田市、大分市	○申請から認定までの期間が短くなることと、申請時期を市町村が自由に設定できるので繁忙期を避けることができる。 ○本市でも処遇改善を県に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。 ○新制度施行前同様に、市で認定することができるが、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付費の精算に係る事務が円滑に実施できると考える。 ○処遇改善等加算の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、新制度(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が有していた。 ○処遇改善等加算について、認定権者は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府県に従う必要がある。 ○県内市町村全てに認定を行うため、認定期間に遅くなってしまうことが想定される。 ○法令・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が更に遅くなってしまう。 ○提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に移譲することは良いと考える。 ○給付の主体は各市町村であること、また、処遇改善等加算の認定に係わる書類も市町村を通じて都道府県に提出している現状から、施設数が多い指定都市・中核市においては提案市同様、事務を移譲することによって概算給付の期間を短縮可能と考えられる。	処遇改善等加算の認定については、①従前の民間施設給与等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては、市町村を超えて情報を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保や資質向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し、都道府県が認定する仕組みとなっている。以上の仕組みは、子ども・子育て支援新制度について審議するため、内閣府に置かれている「子ども・子育て会議」における議論を経て決定したものであるから、今回の提案を踏まえ同会議にお諮りをした上で、対応を検討させていただきたい。	
153	マイナンバー制度における情報連携(府外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大) 重点事項22	マイナンバー制度における情報連携(府外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大する)に対する要件緩和(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする) 【支障事例】特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためにマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、島根県、大分県、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、神奈川県、島根県、大分県、鹿児島県、沖縄県	○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)であるが、今後、添付書類の省略を図るためにマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。 ○生活保護受給情報が情報連携の対象となる場合、現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの十分な向上が期待できない。 ○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のため必要な経費について支弁している。 ○経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象となる場合、該当者は別途証明書を微取する必要が生じるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。 ○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行なうことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。	
298	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施 重点事項22	マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報は、番号法別表第二に規定されている特定期間内に制限されている。番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるよう求めること。 【支障事例】身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同じに扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 【外国人保護】生活保護受給者、外国人保護受給者が同じに扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	九州地方知事会	千葉県、静岡県、浜松市、京都市、島根県、岡山県、広島市、宮崎県	○療育手帳について、事務手続上同様に扱われる多くの身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながることが懸念される。 ○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む)に、手帳や受給証明書の提出を要求している。 番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能なため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはならないため、書類の提出は省略できない。 同じ障害者や生活保護者の中でも、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行なうことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。 法律に明確な根拠を持たない事務について、マイナンバー法に規定し情報連携を可能とすることは、国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念に反するものであり、困難であると考えます。	
300	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における措置入院患者の費用徴収、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。 重点事項22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	神奈川県、静岡県、京都府、京都市、兵庫県、島根県、高知県	○措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、認定事務が困難である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収額認定にはマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることとされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対象となっていないため、必要な個人情報を入手できない。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とするごとに、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行なうことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。	

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
154	マイナンバー制度における情報連携(府外連携)に関する要件緩和(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に府外連携を可能とする) 重点事項20	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(府外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に府外連携を可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用する事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定期務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)においてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(府外連携)を行うことができる。 その上で、情報連携(府外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として府外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。 本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、府外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、府外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県			情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。
296	マイナンバー制度における条例事務の情報連携要件の見直し(不妊治療費助成関係事務のマイナンバー利用対象化)	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるためには、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。 独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。 そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	【支障事例】 地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成。 番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めている。 しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけることは難しいため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。 マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	茨城県、京都市、生駒市	○不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住基情報(続柄等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これらを迅速、的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。 ○当団体では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用が認められることで、納税証明書等の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。	情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。
155	マイナンバー制度における情報連携(府外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大) 重点事項21	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(府外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用する事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定期務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)においてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(府外連携)を行うことができる。 その上で、情報連携(府外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付振りを未然に防ぐことができる。 ○就学支援金事務及び独自利用事務(学び直し支援金支給事務、授業のための給付金支給事務)において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならぬ状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護受給証明書を入手可能にしてもらいたい。 ○各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるために必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。 ○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている。提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。 ○奨学のための給付金との対象者の生活保護受給者からは生徒扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。 マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を探査することができ、事務の効率化に繋がる。 ○具体的な支障事例は以下のとおりである。 〔準する法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。 〔独自利用事務〕県立学校等の授業料の減免:課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報(生活保護関係情報)が必要。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、青森県、岩手県、大分県、長崎県、大分県、大分県	○法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付振りを未然に防ぐことができる。 ○就学支援金事務及び独自利用事務(学び直し支援金支給事務、授業のための給付金支給事務)において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならぬ状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護受給証明書を入手可能にしてもらいたい。 ○各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるために必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。 ○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている。提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。 ○奨学のための給付金との対象者の生活保護受給者からは生徒扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。 マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を探査することができ、事務の効率化に繋がる。 ○具体的な支障事例は以下のとおりである。 〔準する法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。 〔独自利用事務〕県立学校等の授業料の減免:課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報(生活保護関係情報)が必要。	情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。
297	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し 重点事項21	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 〔準ずる法定事務〕感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務:市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 〔独自利用事務〕肝炎治療費の助成に関する事務:市町村民税所得割額が必要となる。 〔準ずる法定事務〕肝炎治療費の助成に関する事務:市町村民税所得割額が必要となる。 〔独自利用事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額が必要となる。 〔独自利用事務〕県立学校等の授業料の減免:総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要となる。 〔独自利用事務〕肝炎治療費の助成に関する事務:市町村民税所得割額が必要となる。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大分県、大分県	○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福井医療費助成事業要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下とおりである。 〔準ずる法定事務〕障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額 〔独自利用事務〕重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。 〔準ずる法定事務〕児童扶養手当による児童扶養手当の支給に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。 〔準ずる法定事務〕児童扶養手当による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況 〔独自利用事務〕ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額 〔独自利用事務〕が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下とおりである。 〔準ずる法定事務〕高等病院に対する医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額 〔独自利用事務〕が照会する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。	情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
177	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積に関する從うべき基準の参酌化 重点事項9	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面積について、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこと。	<p>【再提案理由】 平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している(H26.10-H27.10 2,131人増)。このようなか、一億総活躍社会の実現向け、働き方改革や両立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針についてが発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等への受け入れ強化を求めるなど、保育士の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。</p> <p>【支障事例】 認定こども園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的余裕がある地域と同じ面積が求められている。本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる場所(公園等)が存在していたが数百メートルほど離れているため、国が定める特例基準①園児の安全な移動、②園児の日常的な利用、③園児の利用、④教育・保育の適切な提供)の確実な担保が困難であった。</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合			○幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。 ○園庭の位置及び面積については、上記の幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。 ○また、同じ幼児教育を行うことを目的としている幼稚園よりも基準を低くすることは、幼保連携型認定こども園の基本的な考え方を覆すものであるとともに、要件緩和により幼児教育施設としての質の確保を担保できなくなるおそれがあり、保育の量の拡充のみならず質の確保も掲げている「ニッポン一億総活躍プラン」と齟齬を来す可能性もある。
178	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和 重点事項9	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされている規制を、3歳児以上の園児についても可能となるよう緩和すること。	<p>【現状】 都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するためには、3階建て施設の検討も必要になっている。しかし、基準の第6条において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育に供するものでなければならないとされている。</p> <p>【支障事例】 ①利便性の高い駅前のビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。 ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳児未満の子ども達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要なこと、また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準※を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2:1、1・2歳児6:1、3歳児20:1 また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定することに大きな抵抗があるとの声がある。</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合			○幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向かせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。 ○3歳以上の園児の保育室の設置階についても、そういった観点(3階以上だと園庭が身近な環境とならない)により、幼稚園と同様に2階以下としている。 ○保育室と園庭の位置関係は幼児教育の根本に関わる重要なものであり、無条件で3階以上の設置を認めることについては、上記の幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねないものである。 ○幼保連携型認定こども園の場合については、都市部の保育所からの移行等を鑑み、屋上等に所定の要件を満たした園庭を設けている場合に限り、例外的な取扱いとして3階以上に3歳以上の園児の保育室の設置を認めることとしているので、上記の教育的観点を踏まえその基準を満たしていただきたい。
181	病児保育事業の補助要件の設定 重点事項13	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士等の配置要件について、利用児童2名以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求められるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声があることから、利用児童数が定員2名以下の場合は、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	<p>【再提案理由】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね10人までは看護師1名以上及び利用児童おおむね3人までは保育士1名以上の配置が求められている。昨年の提案募集では看護師の配置については一定緩和されたものの、地方部など人口減少地域においては、診療所等で病児保育を実施しようとしても保育士の確保が難しく、女性の社会進出の妨げとなっている。</p> <p>【支障事例】 本県の、但馬、淡路地域、西播磨地域の病児保育事業未実施市町では、診療所等で病児保育事業を行いたいが、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に病児を預かるとは想定できないため、常時在中の保育士の確保が診療上の経営を圧迫するとの理由から、病児保育に踏み切れないという声があがっている。 本県では、こうした状況から平成27年度から県単独で「診療所型小規模病児保育事業」を実施している(利用児童定員2名以内、看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士1名以上を配置)。県内の町にあるクリニックでは、同事業を活用し本年4月から病児保育を実施しており、(利用児童2名、看護師等1名を配置)部屋を保育用にリフォームして、ベッド2台を配置し、診察室から子供の様子が見えるように窓も設けている。県内の町では初めての病児保育であり、特段の支障も生じていないことから今後も活用が見込まれている。</p>	内閣府、厚生労働省	兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、堺市	神奈川県、長野県、姫路市、福岡市	<p>○病児保育事業の保育士配置はされているが今後、新たな保育士確保にあたっては困難な状況が想定される。 ○当町の病後児保育では定員の設定を2名までとしており、2名に対しては看護師1名までの対応でも可能ならば、保育士確保の面で費用の面でも負担が減る。 ○市域が広く、実施施設が偏在しているため、サービスが利用しにくい空白地域がどうしてもできてしまう。 ○医療機関併設型の施設が市内に無く、既存の施設(児童養護施設・保育園が実施)の利用には、かかりつけ医の連絡票が必要なため、利用者や医療機関にとって手間がかかる。 ○病児・病後児保育事業の事業に踏み切れない理由のひとつとして、保育士確保が困難であるとの声があるため、有意義であると考える。 ○当市においても、利用児童に応じた保育士の確保に苦慮しており、施設から基準を緩和してほしいという意見が出されている。</p>	○保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。 ○一方で、看護師は傷病者等に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者であり、保育の専門家とはいえない。 ○本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることにも鑑みれば、対応は困難。
219	「子ども・子育て支援交付金補助要綱」の対象経費の明確化	病児・病後児ファミリー・サポート・センターの設立・運営については様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児預かりを行つたため感染症対策の強化について市町村及びファミサポート運営者より強い要望が出されている。また、「提供会員自身を通じて家族にうつることが心配」という提供会員の不安感から、提供会員と依頼会員のマッチングを行いつら、県内の病児・病後児ファミリー・サポート・センターの事業展開が円滑に進まない状況にある。病児・病後児ファミリー・サポート・センター事業を進めていくに当たっては、感染症対策は特に重要である。一方、子ども・子育て支援交付金補助要綱の交付対象の記載は「実施に必要な経費」と曖昧であり、感染症対策に関する経費について対象経費となるか読み取れないことから、提供会員・依頼会員双方の要望に応える設立・運営に踏み切れず、「仕事をと子育ての両立」を病児・病後児ファミリー・サポート・センター事業を通じて推進していきたい県としても、理解を得ることに苦慮している。	内閣府、厚生労働省	徳島県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、堺市	倉敷市、鳴門市、北島町、藍住町	<p>○病児・病後児ファミリー・サポート・センターについては、様々なニーズがあるが、特に慎重な対応を要する病児・病後児預かりを行つたため感染症対策の強化について運営及び利用者からの要望がある。子ども・子育て支援交付金補助要綱の交付対象に記載されることによって事業の運営の円滑化が図られると考えている。</p> <p>○ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児の預かりを行つたため、運営者から感染症対策の強化についての強い要望が出ており、また、感染症に對して不安を抱えている提供会員も多いことから、事業展開が容易に進まない状況であるが、感染症対策は特に重要であると考える。一方、子ども・子育て支援交付金補助要綱の交付対象であるかが読み取れず、提供会員・依頼会員双方の要望に応える設立・運営に踏み切れていない。</p>	別途、通知を発出する予定である。 ・感染症対策にご留意いただきたいこと ・ファミリー・サポート・センター事業として必要経費と認められるもの、例えばマスクや消毒薬などの消耗品も、従前どおり運営費(交付対象)に含まれること	

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
						団体名	支障事例		
220	病後・病後児ファミリーサポートセンター 安定運営のための保育士配置基準の緩和 重点事項13	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、保育士の配置基準を緩和し、「看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、専用の講習を受けたファミリー・サポート・センター会員を利用児童1人につき1名以上」の配置も可能とすること。	地方においては、病児保育需要の絶対数が都市部よりも少なく、病児保育事業を実施しようとしても、預かる病児が少數であることや、預からない時間帯が多く発生することが想定される。また「潜在保育士」の言葉が示すように保育士の確保が困難である状況が存在することから、保育士の配置を義務付けてしまうことにより、病児保育施設での人材不足や固定人件費の負担が大きな課題となり、結果として施設のスムーズな運営や、新規設立を妨げてしまっている。このような中、本県では平成27年7月に24市町村全てにファミリー・サポート・センターが設置され、同年11月には全市町村においてファミリー・サポート・センター会員が国の基準を満たす50人以上の会員数となるなど、ファミリー・サポート・センターを活用した子育て援助の体制整備が年々普及していることから、これら会員の力を活用して、保育士確保の問題に悩む地方における病児保育事業の普及を図ることができると考えている。	内閣府、厚生労働省	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市	長野県、鳴門市	○ファミリーサポートセンター事業においては、体調の変化が起こりやすい乳幼児の預かりをする場合、提供会員は、特に慎重な対応を求められている。 ○ファミリーサポートセンター・病児・病後児預かり事業において、提供会員の不安感を払拭する規制緩和については、必要と考える。 ○病児保育事業と病児・病後児預かり事業を同じ施設において実施するとなると、利用料金や雇用形態などの運用面について、明確な基準を策定することが課題と考える。 ○保育士不足から、今後、本案件の支障が懸念されている。 そのため、提案内容に同意するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と「幼保連携認定こどもの学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の改正内容である、「保育の担い手確保」の要件を取り入れるべきと考える。	○保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う保育の専門家であり、その資格を有して業務に従事している。 ○一方で、ファミリー・サポート・センター会員は子育て支援に必要な基本的な知識・技術を習得する講習のみを受講した者であり、保育の専門家とはいえない。 ○本提案のような保育士不在の状況を生む配置要件の緩和は、保育の質の低下を引き起こしかねず、病児保育事業がとりわけ保育の質への配慮が求められる事業であることも鑑みれば、対応は困難。	
196	奨学金事務にかかるマイナンバーの利用をする主体の拡大 重点事項23	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出资して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2「106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出资して設立したものに限る)」を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出资した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学資金事業等を移管している。 【支障事例】当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。 しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事業等を執行する目的で県が出资しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、長崎県、大分県、沖縄県	○高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用できれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。 よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考える。 ○本県でも公益財団法人が奨学金事業を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学資の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減が必要性が高い。	マイナンバー法第9条第2項により、地方公共団体は条例で個人番号を利用することができる事務を定めることができ、また当該事務を委託している場合、委託先においても個人番号を利用することは可能です。 情報連携については、その主体を明確にし、国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の観点から、一般的に公益財団法人であることをもって、情報連携の主体とすることは困難と考えます。	
290	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用 重点事項23	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。 その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	北海道、神奈川県、八尾市、愛媛県、大牟田市	○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量の増大となり、それに伴い負担が増加することが予想される。 ○当市では公営住宅の管理運営のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で当団体に引き継ぎ、当団体がそれらの書類をもとに審査している。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま当団体に引き継がれることとなる。 その後、当団体職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることはあるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。	<参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告: 約127,000件 ・家賃減免: 約30,000件 ・入居決定: 約5,000件 ・同居承認: 約2,000件 ・地位承継: 約2,000件	情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とともに、情報連携をすることができる場合をマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。 指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしておりません。	
299	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備 重点事項23	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。 管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	【支障事例】公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会			中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があります。	

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
252	法令及び事務処理要領に定める通知カードの券面事項の住所変更追記事務の廃止 重点事項29	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。 従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとって窓口での待ち時間増大の要因となっている。 繁忙期の1月～5月では、200～300件/1日を処理し、1件について世帯員4名であった場合、最大1,200枚の追記が必要となる。追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。	内閣府、総務省	豊田市	いわき市、川越市、所沢市、桶川市、鎌ヶ谷市、柏市、八王子市、新宿区、文京区、練馬区、川崎市、松本市、東海市、尾張旭市、津市、大阪市、高槻市、広島市、宇部市、下松市、山陽小野田市、八幡浜市、北九州市、大牟田市、久留米市、大分市、中津市	<p>○本市は、東京に近いベッドタウンの性格を持ち、住民異動の届出を毎年多く受けている。 制度開始により、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加されたことで、業務量及びその所要時間が大きな負担となり、住民にとって窓口での待ち時間増大の要因になっている。 また、窓口対応に要する時間が増えたことで、他の業務が業務時間内に終わらず、時間外勤務に繋がるケースも多くの発生している。 本人確認に使用できない通知カードの追記事務が不要となることで、職員約1.5人分の業務量が削減となり、直結して増えている住民の待ち時間の減少につながるため、制度改正が必要と考える。</p> <p>●H27年度 転入届出数 15,998件 転居届出数 7,686件</p> <p>●住民基本台帳人口・世帯数(H28年3月31日現在) 人口 410,033人 世帯 179,764世帯 世帯人口 2.28人</p> <p>●追記カード数 $(15,998 + 7,686) \times 2.28 = 約 54,000 枚$</p> <p>●1件あたり追記時間 約3分</p> <p>●1年に増加する時間 $54,000枚 \times 3分 = 2,700時間(348日分) \Rightarrow 職員1.5人分の業務量$</p> <p>○通知カードは住民票を要する全住民が所持しているものであり、住所異動が発生するたびに通知カードの追記が必要となるため、住民の方の待ち時間が以前よりもくなっている。 また、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合に追記が複数行にわたり、欄がすぐに埋まり再交付件数が多くなる。 税・社会保険の手続き時にマイナンバーを提示する際、通知カードは本人確認書類にあたらなかっため、通知カードと本人確認書類を提示しなければならない現在の運用であれば、通知カードは番号提示書類という意味合いが強いと思われ。住所異動まで厳密に記載する必要性はないと考える。 マイナンバーカードについては本人確認書類となるため追記が必要と考えるが、追記欄が小さいため、住所にアパート等の方書を含む場合はすぐに埋まってしまう。シール等を張ることも認められていないため追記欄の拡張を要望する。 ○当市においても、平成27年度実績で、年間6592件の転居及び6566件の転入があることから、通知カード及びマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が大きな負担となっている。特に、住民異動が集中する3月～4月においては、今年は追記事務が増えたことにより、例年にも増して窓口での待ち時間が大幅に増加し、多くの市民の方に迷惑をかけることになった。本人確認書類とはならない通知カードについては、住所変更による追記を不要とするよう制度を改正することによって、処理時間を短縮することができることから、窓口事務の円滑な運用や市民の待ち時間の短縮が図ることが可能になる。 ○住民異動及び外国人住民が多い本市では、住所変更があると通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書の券面記載事項の追記欄への記載作業及び通知カードの表面記載事項の追記欄がいっぱいになってしまったことによる再交付申請作業(追記記載欄が5行しかなく、住所等を2回変更(住所変更を記載するのに概ね2行を要する)すれば3回目に再交付申請が必要)が大きな負担となり、また、住民異動が多い時期については市民の窓口での待ち時間増大の要因となっている。 また、市民が異動届出時に通知カードを提出しなかった場合、14日以内に通知カード表面記載事項変更届を提出し通知カードの表面記載事項を変更しなければならないとされている。 通知カードについては、本人確認書類にない書類であるため、通知カードの表面記載事項の内容に変更や住所異動があった場合についての手続き及び記載を厳密に行う必要はないと考える。 窓口事務の円滑な運用や市民の手続きの省略や待ち時間の短縮、通知カード再交付にかかる経費の削減のためにも通知カードの表面記載事項の変更届等については不要とするよう制度改正が必要と考える。 ○当市は外国人実習生の割合が多く、転入・転居の際に一度に10～20人がまとまって手続きされることもある。外国人の異動の場合、異動届の入りのほかに在留カードに新たな居住地を記載し、さらに通知カード・個人番号カードの券面変更事項を記載しなければならないため、その間対応する事務職員の数が不足し、一時的ではあるが窓口での待ち時間増大の原因となっている。 ○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。これにより、住所変更による通知カードへの追記だけでも、年間約6万3千枚の追記事務が増大し、住所異動の繁忙期においては最大約700枚/日の事務が増大している。 これにより、住民異動の窓口において事務処理時間及び待ち時間が増大し、区民サービス低下の大きな要因となっている。また、増大した事務作業のための人員費も市区町村の大きな負担になっている。 この様な状況の中、次の理由により、通知カードの券面変更事項の追記事務について、「住所変更」については追記の対象から除外する本提案について賛同する。 ①通知カードの交付目的は個人番号を通知し当該個人番号を確認するためのものであり、一般的な本人確認書類としては利用できない。また、個人番号の確認においては、通知カードに記載された氏名・生年月日により対象個人を特定できるため、常に最新の住所を追記する必要性に欠ける。 ②通知カードの追記事務は法定受託事務の対象外とされているため、全国の区市町村において当該追記事務のための費用負担が発生しているが、真に必要な事務を見直すことにより、地方財政の健全化に寄与する。 ③都市部では人口流动が激しく、頻繁に住所異動を行ふ者も多く見受けられ、通知カードの追記欄の余白が無くなることによる再交付が今後増大すると見込まれる。住所変更の追記を除外することにより、通知カード再交付件数を抑制し、通知カード所持者の手続きの負担軽減、通知カードの再交付に係る経費(国庫補助)の削減が図られる。 ○住民異動事務の際、通知カード及びマイナンバーカードに券面事項の追加が必要であるため、住民の待ち時間が増えている。 また、通知カードについては、カードを規定の大きさに裁断する必要があるが、裁断機は高額で購入が難しく、裁断を手作業で対応しているため、住民異動が多い時期は、待ち時間の増大となっている。 ○通知カードの追記については、カードを切り取らずに持参する方が多いため、破かないように注意して切り取り、誤りがないよう二重チェックで住所等を記載しており、事務量の増大を生んでいる。 これに伴い、1件の異動処理にかかる時間も増大しており、住民の待ち時間は繁忙期最大5時間超となった。 また、転入・転居届出時に通知カードを持参しない住民も多く、後日そのために再来庁していただき、券面事項変更届を記載していただく必要が生じ、住民にとって手間となっている。 通知カードは本人確認書類にないことは、総務省からの通知でも明らかにされており、券面記載事項の変更に伴う追記は必要ないと考えられる。 ○マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。 従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとって窓口での待ち時間増大の要因となっている。 当区においては、年間の転入者約44,000人(国外転入除く)、区内転居者約34,000人全員の通知カード・マイナンバーカードの券面記載(追記)をしなければならない。転入・転居以外にも戸籍届による氏名変更に伴う券面記載も必要になる。マイナンバーカード・券面記載の変更の他に券面アリケーション・券面入力補助の更新、希望者は署名用電子証明書の更新を行わなければならない。また3～4月の繁忙期は、年間の転入・転居届出の40%が集中する。 追記するのは、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。 通知カードは本来、個人番号を住民に通知するのが目的で、本人確認書類として使用できないので、変更事項の券面記載は必要ないのではないか。番号制度上、個人番号と最新の住所の記載が必要ならば、コストがかかるカード形式ではなく、改ざん防止用紙を用いた「個人番号通知」を住所等変更の度に統合端末または既存住基端末から、印刷し交付する方式で十分ではないか。 ○通知カードは一般的な本人確認書類としては利用できること及びその主目的が名称にもあるとおり本人への番号通知であること並びに紙製のカードは保管状態次第で裏書きが不能となる状態になりやすいことを踏まえ、番号通知後のカード所持者の手続きの負担軽減及び混雑期における市区町村の事務負担の軽減のため、通知カードへの住所の裏書きを廃止するよう要望する。 実際の事務処理にあたっては、カードを持参しない例が散見され、裏書きを実施できないことが多い。そのための再来所を求めるものの住民負担は極めて重い。加えて、カードの裏書き欄に限りあることも勘案のうえ、住民異動の多い時期は特に大都市圏では住民にとって窓口での待ち時間増大の要因となっていることも併せてその裏書きをしないことを切に要望するものである。</p>	マイナンバー制度においては、他人の個人番号を告知してなりすましを行う行為を防ぐため、個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行うこととしています。 個人番号カードの交付を受けていない場合などにおいては、通知カードの記載事項及びそれを証する書類により本人確認を行うことになりますが、通知カードの記載事項の変更を行わないことになると、本人確認が適切に行えなくなるおそれがあります。 したがって、マイナンバー法第7条第4項又は第5項により、通知カードに係る記載事項に変更があつたときは、当該カードの追記欄等に変更に係る事項を記載することとしています。

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答			
						団体名	支障事例				
218	自主防災組織等への円滑な「避難行動要支援者名簿」の提供のための見直し	地域の支援関係者に対して、平常時においても本人同意や条例の特別の定めを要さずに「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うこと。	発災時に避難支援を行うためには、平常時から対策が重要であるが、地域の支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に行われていない。本県内の市町村においては、名簿情報を外部提供する場合、本人同意を得られた方のみ行っているが、全ての避難行動要支援者から、本人同意を得ることは極めて難しく、名簿の外部提供が進まない要因になっている。本人同意の得られない方の名簿情報を外部提供できていないため、地域の支援関係者との情報共有ができないおらず、発災時に円滑かつ迅速な避難支援を行うことが困難な状況にある。平常時においても、災害時においても、情報提供の必要性は変わらないため、災害対策基本法を改正すべきである。	内閣府	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県	千葉県、千葉市、八王子市、阿波市、藍住町、つるぎ町、愛媛県、大牟田市、延岡市、小林市	<p>○災害発生時に、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合には、同意を得ることなく名簿情報を関係者へ情報提供できるが、事前の情報提供がないと災害発生時に避難支援等を円滑に行なうことは困難である。</p> <p>また、避難行動要支援者の個別計画は、自主防災組織や自治会等の地域の方々の協力を得て作成することとなるが、要支援者名簿の外部提供を本人同意なしで可能とし、全ての避難行動要支援者の個別計画の作成を目指すことが望ましいと考える。</p> <p>○災害の状況によっては、発災後の名簿提供では迅速な避難行動支援活動がとれないことが懸念される。</p> <p>発災時に支援を行うためには、平常時からの対策が非常に重要であるが、支援関係者への「避難行動要支援者名簿」の情報提供が十分に行われていない。「本人が同意しない場合は、外部提供すべきでない」とされるケースがあり、本人同意の得られる方しか避難行動要支援者名簿が提供されず、全ての避難行動要支援者の個別計画の策定がすすまない。</p> <p>○要支援者を支援する町会・自治会や自主防災組織から、個人同意等がないと平常時から要支援者に係る情報を得られないことで、避難計画など支援者対策が進まないとの意見・要望を多数受けている。</p> <p>○個別計画策定が進まない原因が、本人同意の得られる方しか避難行動要支援者名簿が提供されないことであると断言することはできないが、都内各区市町村における避難支援プラン(個別計画)の策定状況は、「平成27年度区市町村防災事業の現況」によると、避難行動要支援者25,862名の名簿掲載者に対して、16,125名の個別計画しか策定されていない。</p> <p>○平常時においても、本人同意や条例の特別の定めを要さずに「避難行動要支援者名簿」の提供が可能となるよう、災害対策基本法の見直しを行うことに同意する。</p>	避難行動要支援者名簿等関係者への提供については、心身の機能の障害等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあるところである。	このため、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、平常時から行う提供については、事前に本人の同意を得ることを前提としているが、市町村の状況に応じてより積極的な避難支援も可能となるよう、同項の規定により、市町村の条例に特別の定めがある場合については、本人同意を要しないこととしているところである。	については、平常時に本人同意を要せずに避難行動要支援者名簿の事前提供を行おうとする市町村におかれては、この制度を活用して取り組んでいただきたい。	なお、本提案は、現在、各市町村の状況により、必要に応じ条例により対応可能な制度となっているところ、地域の状況を考慮せず法律により一律の制度化を求めていたり、地方分権改革の趣旨に逆行するものと考えている。
232	広域連合が地方創生推進交付金を申請した場合の取扱いの見直し	地方創生推進交付金の申請にあたり、関西広域連合についても全国の都道府県と同様に、5事業の申請を可能とするとともに、広域連合が申請した場合に関係地方公共団体が1事業ずつ申請したものとするという取扱いを行わないこと。	地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それぞれが1事業ずつ申請したものとすることとされた。	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県	徳島県	○地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連携事業を申請するのと同様、それが1事業ずつ申請したものとすることとされている。	本県においては、5事業の申請枠を活用することとしており、広域連合が広域連携事業として交付金申請することについて推進すべきとするもの、本県を含めた構成府県市の申請枠にまで影響を及ぼすことは本旨ではなく、本県のみならず構成県市にも大きな支障を及ぼすこととなる。	広域連合及び一部事務組合については、主に都道府県から構成されている場合には2事業まで、主に市区町村から構成されている場合には1事業まで申請することができるとしており、また、その際、広域連合及び一部事務組合の申請事業数については、それを構成する各々の地方公共団体の申請事業数の「目安」の内数としてカウントすることはしないとの取扱いをしている。		
243	広域連合への災害救助法の特別基準決定権限の付与	災害救助法に基づく救助に關し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、大規模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西広域連合にも認めること。	【広域的な視点での救助の必要性判断】 大規模広域災害発生時には、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要になる場合もあり得るため、国に代わり、地方自治体である関西広域連合が調整し、決定することが地方分権の趣旨に合致し、かつ効果的である。 【適用が想定される災害】 南海トラフ地震等、複数の関西広域連合構成府県において災害救助法の適用があった災害	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県	徳島県	○複数の府県を跨ぐ大規模広域災害の場合、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要となる場合もあるため、関西広域連合が調整し、決定することが効果的である。	災害救助法は法第1条により「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い」と規定されており、国の責任において、法第2条により都道府県知事が法定受託事務として救助が実施されるものである。	そのため、一般基準についても内閣総理大臣が定めた基準に従い、予め都道府県知事が定めることとされ、特別基準についても、国の責任において災害に即した救助が行えるように協議を求めているため、ご提案の内容は法律の趣旨に反するため、対応することはできない。	なお、協議については文書をもって行うこととされているが、担当者間における電話等の事前協議を行い、事後に文書で正式に協議を行うなど事務の簡素化を図っているところである。	
244	地域主体の復興を実現する制度的枠組みの創設	「大規模災害からの復興に関する法律」(以下「大規模災害復興法」という。)に定める国と復興基本方針の策定にあたり、広域連合を含む被災自治体の意見を反映させる制度的枠組の創設を求める。	【国主導の復興推進】 阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援するしくみが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。将来の大規模災害における復興にあたっても、国主導の復興推進ではなく、地域主導の理念のもと、地域主体の復興が実現できる制度的枠組が不可欠である。しかしながら、東日本大震災を踏まえて制定された大規模災害復興法においては、国が復興対策委員会の意見を聴いて復興基本方針を策定することとされ、被災自治体は、復興対策委員会に委員として参加する可能性が示されているのみである。大規模災害復興法を改正し、被災都道府県知事、広域連合長による復興基本方針に対する提案権限の創設、復興対策委員会への被災都道府県知事、広域連合長の参加義務づけなどにより、被災地重視の枠組への転換が必要である。	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県	徳島県	○大規模災害復興法で定められる復興対策方針の決定については復興対策本部に置かれた復興対策委員会から有識者あるいは関係地方公共団体の長から総理大臣が任命することとなっているが、被災都道府県知事、広域連合長の参加が義務付けられていない。被災地や被災地域の意見が反映された地域主体の復興基本方針を策定するには、復興対策委員会にこれらの被災地からの委員を必ず任命し、地域主導の復興の体制づくりを行うべきである。	大規模災害からの復興は、「大規模災害からの復興に関する法律」の基本理念(第3条)に規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものであり、復興基本方針の策定においても、被災地・被災自治体の意向を十分に反映させる必要がある。	このため、同法においては、復興対策本部が復興基本方針を作成する際に、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聞くことが義務付けられており(第6条第2項及び第7条第4項)、現行制度においても広域連合を含む被災地方公共団体の意向を十分に反映させることのできる仕組みとなっている。	実際、復興基本方針が策定される場合には、被災地域の意向を十分に踏まえたものとなるような委員会の構成を行うこととなると考えている。	

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
245	関西広域連合への復興方針策定権限の付与	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求める。	【関西広域連合による復興方針の策定】 大規模災害復興法では、被災都道府県が復興方針を策定する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聞くこととされている。 関西のように、市街地が複数の府県にまたがって広く連たんしている地域が南海トラフ地震や大規模な直下型地震に見舞われた場合、広域的に被害が発生し、隣接府県の知事の意見交換では足らず、地域全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となる。 府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合に対し、関西全体を見据えて意見調整を行い、関西としての復興方針を策定する権限を付与すべきである。	内閣府	関西広域連合、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山县、鳥取県	徳島県	○広範囲にわたる大規模災害が発生した場合の復興のため各府県単独で復興指針を策定することは、府県間の連携が考慮されておらず、復興の支障となり得ると考える。効率的な復興のためには関西広域連合が司令塔となり府県を超えた長期に渡る広域的な調整を行い、復興計画を策定するべき。	大規模災害からの復興は、「大規模災害からの復興に関する法律(以下「復興法」という。)」の基本理念(第3条)に規定されているとおり、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して推進するものである。 このため、復興法において、被災都道府県の知事は、国が示した復興基本方針に即して都道府県の区域に係る復興のための施策に関する方針(都道府県復興方針)を定めることができることとされており、策定に当たっては、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聽かなければならないこととされ(第9条)、関係都道府県の意見が十分に反映される仕組みとなっている。 復興法の体系は、災害対応において国・都道府県・市町村がそれぞれの責務を有する災害対策基本法の体系にも沿ったものであり、復興法の基本理念にも即し、それぞれの役割分担を規定しているものである。 現行の体系により、広域連合の区域内にある被災都道府県が策定する都道府県復興方針に、広域連合を構成する各県の意見を十分に反映させることは可能なものとなっていると考えている。
265	家庭的保育事業等における食事提供の特例に関する搬入施設の緩和 重点事項12	家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等への搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。	搬入施設が、連携施設(認可保育所等)、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限られていることから、次のような支障が生じている。 ① 連携施設では給食搬入のノウハウがないため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が進んでいない。 ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自園調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安価となるため、確保することが難しい。 ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自園調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けず特例である外部搬入もできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままでの、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。	内閣府、厚生労働省	特別区長会	いわき市、神奈川県、高知県	○調理室のない幼稚園で、空き教室等を活用し小規模保育事業を検討している学校法人があるが、当該幼稚園と隣接している民間給食センターからの外部搬入が認められれば、調理室自体を整備する負担がなくなるほか、遠方の連携施設から搬入する際の衛生上のリスクを負うことなく食事の提供が可能となり、合理的であるため、外部搬入先の制限の緩和には賛成である。	○子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要であり、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るために、保育サービスの提供の際は、食に関する取組を積極的に進めていくことが求められている。 ○家庭的保育事業等は、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施するものである。 ○加えて、3歳未満児はそれぞれの子どもによって発育状況の差が大きく、1人1人に合った給食や離乳食をきめ細かく提供する必要があり、アレルギー対応についても特段の注意が必要である。 ○こうした点を踏まえ、家庭的保育事業等については、細かい配慮が可能な自園調理を原則とし、外部搬入については、一定の要件を満たす家庭的保育事業者等のみに認めるとともに、外部搬入先についても、連携施設等、きめ細かな対応や援助が可能な施設に限定しているところである。 ○本要望は、そうしたサービスの特性や食育の重要性、安全性の確保・配慮への視点を欠くものであり、対応は困難。
266	家庭的保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和 重点事項12	待機児童の生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置期間(平成32年3月31日まで)を「当分の間」とする。	待機児童が生じている自治体では、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ① 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れができる状態(いわゆる「3歳児の壁」)の一つの要因)が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ② 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設で確保する事が難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できることを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ③ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終った平成32年4月以降に、卒園児受け入れの項目のみが達成できることを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ④ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されなければ、卒園児受け入れのための連携施設を設ける必要性が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業(家庭的保育事業など)を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が反って事業者の参入を阻害する要因となっている。	内閣府、厚生労働省	特別区長会	文京区、多摩市、神奈川県、横浜市、尾張旭市、京都市、八女市、大分市	○本市においても小規模保育事業所の連携施設を設定できずにいる施設があり、その要因は連携施設となる施設の入所状況が厳しく、優先的に小規模保育施設からの受け入れをすることである。5年間以内に改善される目途は立てておらず、改正が望ましい。 ○待機児童が発生している未満児の状況を解消するため、小規模保育事業所の整備を進めているが、3歳の壁が生じる恐れが高い。当市では、小規模保育事業所卒園児に加点することで、どこかの園に入園できるよう調整していくが、連携施設として1箇所を固定することが難しい。本市内の保育園は、公立・私立共に定員がほぼ埋まってしまう状況であり、小規模保育事業者から調整を依頼された場合、市としても調整が難しい。 ○待機児童が生じている本市においては、既に定員を超過している施設が多く、新たに小規模保育事業の卒園児(3歳児)を受け入れる余裕がないため、小規模保育事業者等が連携施設を設けることが困難となっている。 ○3歳未満児の待機児童解消に向けて、小規模保育所3箇所の新設や家庭的保育事業者の定員拡大を進めている。この連携先として、幼稚園の認定こども園への移行により3歳以上の保育が必要な幼児(2号認定)の受け入れをお願いしているところだが、幼稚園の動きも鈍く、計画期間内に連携園を確保することが困難な状況になっている。 ○本県においても、家庭的保育事業等68施設(政令市・中核市を除く)あるうち、連携施設が設定されているのは26施設にとどまっている状況である。小規模保育施設など家庭的保育事業等は年々増加している中、現状から推察すると、経過措置期間中に全ての施設において連携施設がされるのは難しいと考えられる。 ○本市においても、保育所における3歳児の入所枠は、限られており、小規模保育事業者が3歳以降の受け入れ先の連携施設を確保することは困難な状況である。また、代替保育の提供においても、児童の受け入れ又は職員の派遣をする余裕が保育所になく、連携施設を確保することは困難な状況である。そのため、待機児童が生じている又は保育所において定員外児童を多く受け入れている都市部においては、経過措置を「当分の間」とする必要性がある。 ○3歳児の保育所待機児童の発生している状況下で、3歳児以降の受け皿を設定、確約することは、事実上不可能な状況である。また、平成32年度以降の保育所待機児童の状況について見通しが立たない現況下において、3歳児以降の受け皿の設定を前提とした小規模保育事業等、地域型保育事業の開設を進めていくことは厳しい状況である。認可保育所に適した物件が少ない都心部において、規模の小さなテナント物件等を活用できる小規模保育所の設置は、待機児童解消に有効であることから、経過措置期間を「当分の間」とし、延長することを要望するものである。	

内閣府からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
276	放置自転車対策の対象拡大	<p>【提案の背景】 駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」といふ。)及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路交通法に定める原付二種(排気量50cc超~125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。</p> <p>【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をすることも年に一度か二度はあるが、その場のぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。</p> <p>【本市の実情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらなくなっている原付二種までは、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。</p>	内閣府、警察庁、国土交通省	八王子市 柏市、寝屋川市、伊丹市、徳島県	○ 自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や対応しきれない場合がある。道路運送車両法に定める原付二種までを撤去対象として、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保等に努めたい。 ○ 本市の自転車等放置防止条例により道路、自転車等駐車場に放置してある自転車及び50cc以下の原動機付自転車は撤去保管することができるが排気量50ccを超える2輪車は撤去することができなく苦慮している。以前50cc超の2輪車が自転車等駐車場に放置されて撤去されなく、駐車場利用者の市民に不信感を持たれた。法律の改正を希望したい。 ○ 本市でも八王子市と同様に、自動二輪車の違法駐車に関しては、その都度警察に取り締まりを依頼しているが、対応が遅れることもあり、根本的な解決には至っていない。市営駐車場及び保管返還所においては、八王子市と同様に自動二輪車の駐車及び受け入れが可能であるため、市による自動二輪車の撤去は可能であると考える。 ○ 本市においても、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。 ○ 本区では、駅周辺を放置禁止区域に指定し、自転車及び原動機付自転車への警告の後撤去を実施している。しばしば、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)の撤去の依頼が寄せられるが、撤去できないため、撤去の対象となる原動機付自転車は、道路交通法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からしてみれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながってしまう場合がある。	【内閣府】 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)」は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を背景として制定・改正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に關する事項を定めるとともに、地域の自主性に基づき、具体的な撤去等の措置について地方公共団体の条例に委ねることを内容としているものである。したがって自転車法は地方公共団体が行う自動二輪車への措置を妨げてはおらず、地方公共団体は、その自主性に基づき、条例を定めて自動二輪車の撤去措置等を実施できると解されているものと承知している。 【警察庁】 警察庁において回答可能な事項なし 【国土交通省】 本件提案にある放置自転車等の撤去に関することは、国土交通省の所掌するところではない。		
283	個人住民税の寄附金税額控除対象NPO法人の条例による指定方法の見直し	<p>国の認定においては、公示により隨時に指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しても、認定と同様に条例記載事項の簡素化などを含め、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。</p>	<p>寄附をした場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記をしており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。 法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。</p>	内閣府、総務省	神奈川県 青森県、埼玉県、横浜市、滋賀県、徳島県、熊本県	<p>○ 本県においても、平成25年12月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成28年6月定期会議に提案している。 提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5~6ヶ月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成23年度税制改正大綱)からも支障を来している。 本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。 そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方にについて地方に任せはどうかと提案する。 ○ 指定NPO法人の名称及び主たる事務所所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。 ○ 本県でも、NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合には、その都度条例改正を行うため、議会開会時期のタイミングによっては申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPOは一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せていたくよう提案している。</p>	内閣府としても、一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。 地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象となることによって、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとされているところ。 これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。 このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えられる。 また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に関する内容については、国会でご議論いただくべきものと考えている。	